

第一百五十四回国会

## 財務金融委員会議録 第十号

平成十四年四月九日(火曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 坂本 剛二君

理事

中野 清君

理事

山口 俊一君

理事

海江田万里君

理事

古川

理事

石井 啓一君

理事

中塚

金子

小泉

岩倉 博文君

倉田 雅年君

近藤 基彦君

砂田 圭佑君

吉田 直一君

中村正三郎君

増原 義剛君

竹本 喜弘君

五十嵐文彦君

江崎洋一郎君

小林 憲司君

中川 正春君

長妻 昭君

遠藤 和良君

佐々木憲昭君

阿部 知子君

同日

(政府参考人  
外務省欧州局長)  
(外務省中東アフリカ局ア  
フリカ審議官)(政府参考人  
外務省国際局長)  
(政府参考人  
外務省課税部長)(株式会社みずほホールディングス取締役社長)  
財務金融委員会専門員

大武健一郎君

出席委員

委員長 坂本 剛二君

理事 中野 清君

理事 山口 俊一君

理事 海江田万里君

理事 古川

理事 石井 啓一君

理事 中塚

金子

小泉

岩倉 博文君

倉田 雅年君

近藤 基彦君

砂田 圭佑君

吉田 直一君

中村正三郎君

増原 義剛君

竹下 竹下君

谷本 小泉君

渡辺 七条君

林田 七条君

佐藤 生方君

渡辺 小泉君

佐藤 渡辺君

吉井 明彦君

佐藤 幸夫君

吉井 幸夫君

佐藤 幸夫君



しました。昨日も起こりまして、この点につきましても、本日現在ではぼ解消いたしましたが、やや同じトラブルが起つておりまして、そういう意味で、深くおわび申し上げます。

感をおかけしたと思います。ここで深くおわび申します。

や同じトラブルが起こっておりまして、そういう意味で、深くおわび申し上げます。

おわび申し上げます。

りあえずは、一日の公  
ころまで行つたのです

の障害の影響を受けて  
の順調な稼動に行く。

このようやや處理壁  
ことでござります。

私どもが今お取り扱  
みずほ全体で、月間に

それから振り込み等が

万件という、これは只

ムに障害等が起こりよ  
すると、「ことでござ

私どもは、お客様に  
で、これを全員で誓

やつたわけで「いやい」と  
多いな興味感をもつかう

多大な御迷惑をおかけ  
わび申し上げます。

時間をお聞きしたい  
と申します。

いたしまで  
○岩倉委員 ありが  
国際公用こもかか

国際信用はなかなか思ひますので、一日

いふには思ひます  
本題の質問に入り  
元ほど二丈の弓が

えるように設話をしたわけでござりますが、現金の出し入れにつきまして障害が発生いたしまして、片方だけでしか使えないという事態が一日に起きました。この件につきましては、多大な迷

約国においても、安保理決議等に基づきまして締結に向けて積極的な取り組みが行われているといふふうに承知しているところでござります。

○岩倉委員 ありがとうございました。

ましては、これは一番基本的なことなのですが、対象とされるテロ組織の特定ということが必要になると考えますけれども、そもそも、テロ行為となる

いた場合の法的定義についてお聞かせをいただきたいと思います。

（各項正解参考人）テロ行為についてもしては国際法上、実は、確立した定義が存在するわけではございません。

では、国際社会はテロ行為をどういうふうに取り扱ってきたかと申しますと、いわゆるテロ防止条約というものを結びまして、その作成に当た

り、ハイジャック、人質行為あるいは爆発物の設置等の典型的な、いわゆるテロ行為に該当する一定の行為類型につきましてこれを犯罪とし、处罚

のための法的枠組みを設定する、こういう対応を着実に積み重ねてきたわけでございます。

今般、テロ資金供与防止条約というものをお願いしておりますけれども、この条約によりますと、既存の九本のテロ防止関連条約上の犯罪に該

当する行為を対象といたしまして、これに該当しない行為であっても、住民の威嚇または政府等への強要を目的として人の死などを引き起こすこと

を意図する行為、こういったものを対象にしておるわけでござります。

○岩倉委員 ありがとうございました。  
大変重要なこの二法案でありますけれども、やはり国家としての強固な姿勢を、国内外に発信

していくという姿勢が大事なテーマではないかと  
いうふうにも思いますので、政府としても、しっ  
かりとした対応をいただきますようにお願い申し

上げまして、質問を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 私、公明党の遠藤和良です。

私も、質問に入る前に、最初に今回のみずほ銀行のシステムトラブルについて、柳澤金融担当大臣の現時点における所感を聞きたいと思います。

今回のシステムトラブルは、本当に考えられない事故だと私は思うのですね。顧客の信頼を失つたばかりではなくて、国際的にも日本の銀行の信用を失つた。これは、信用というものが金融業の一番根本にあるわけでございまして、単なる事故というよりも、本当に反省をしてからなければ大きな問題になる、私はこういうふうな認識をしているわけですけれども、金融担当大臣として、現時点でどういう所感を持つていらっしゃるか、お伺いしておきたいと思います。

○柳澤國務大臣 このたび、みずほ金融グループの中でも振替というチャネルを通じて大きな障害が起こったということになります。それからまた、顧客へのサービスとして最近現金の出し入れというようなもので非常に広範に利用されているATMについても、やはり支障が起こったということです。私は、金融のシステムということ、それから、そのシステムのリスクというものについては非常に大きな関心を常に払っていかなければならぬ性格のものであるということに照らしまして、現在の事態は極めて重大なことであるというように考えております。

現在、まだそれが解消され切っていないということ、先ほど前田社長も言われたことでございまので、一刻も早く復旧、正常化が実現することを強く期待しているということです。

○遠藤(和)委員 それでは、法律の審議をさせていただきたいと思います。

きょうは杉浦外務副大臣にお越しいただいているわけですが、昨年九月十一日、テロが起きました。私自身もシンガポールに公務出張中でありまして、その第一報を聞いたときには、戦争が始まるとかもしれないという、大変緊迫した第一報でございました。本当に、日本ばかりではなくて世界じゅうが恐怖で凍りついた、こういう事件だったと思うわけですね。

それで、その後我が国では、テロ資金供与防止条約、それから国連安保理決議一三七三号の実効性をどう高めていくのか、そして国際協調して、テロの絶滅、根絶、そしてそのためにはテロ資金の根絶をしなければいけない、こういうことで対応されてきたと思うのですけれども、私は、国内法の整備は随分おくれてしまつたのではないかという認識を持っているのです。

こういった実効性を高めるために、外務省は、日本の國の中はどういうふうに全体的に指導し、あるいは世界と協調して体制をつくってきたのか、その努力をここで報告してもらいたいと思います。

○杉浦副大臣 あの事件の直後は、外務省の幹部は、早朝、時には朝七時から幹部が全員オペレーションルームに集まり、各局からは五十人ぐらい若いのを選抜して情報の収集に当たる等、一月ぐらいいは非常に充実した、活気のある活動をいたしました。全体としては打ち続くな不祥事件で沈滞しておりますけれども、そういった生き生きとしたときを思い出すわけでございます。

テロ資金の流れを断つ、テロ資金を供与する行為を犯罪化するというのは、最初からの国際社会の大きな課題でございました。テロ資金防止条約は、早急に国際社会で立ち上がりまして、昨年十二月三十日に署名をし、きょう、批准と同時に関連法の御審議をお願いしておるわけでございまして、まずもって、一刻も早く御成立させていただいたくようにお願い申し上げる次第でございます。

時系列を追って、どう取り組んできたかをこの関連で御報告いたします。

ね。それが今までガイドラインでやってきたんだけれども、それでは実効性が上がらないからと、いうことで今それを法律で義務化しようという話なんですが、余りにも過ぎるんじゃないかなとう印象を私は持っています。

ガイドラインで実効性が上がらないということをわかつてはいるんだつたら、もっと早く法律を出してこここのところをきちっとしておかないとい、本人確認をきちっとして、あるいは取引についても、本人であるということをきちっと確認ができるなければ取引ができるない、こういうふうにしないと、このテロ資金の根絶というか、流通を防止することにならないんじやないかというふうに思うわけですが、今までガイドラインでやってきたことについて実効性がないということの理由、あるいは何で法律で義務づけることがこんなにおくれてしまったのか、もっと早くしておく方がよかつたのではないかな、こう思ふんですが、その辺の事情について。

○塩川國務大臣　遠藤さんおっしゃるよう、確かに非常にに対応がよくれてまいりました。これは大体日本ではそういうテロとかいう、そういう恐怖感を今まで持つていなかつた、緩い国民でしたから。ですから、九月の十一日にああいう事件が起りましてから、世界じゅうが震え上がって、日本も同じように震え上がってきたということころです。

したがいまして、國際條約にまだあれは承認してなかつたんです。でござりますから、国内法をつくる根拠法が、基礎ができてなかつた。慌てて国会に今お願いしておるような状況でございまして、それに伴いまして国内法を順次整備してきたところでございまして、先ほど私が説明いた

しました、これで承認していただくなれば、テロ対策に対する四つの法律が固まってまいりますと、一応、法律的ないわば対策はこれでガードが固まつてくるんじゃないかと思つておりますして、これからはしっかりとやりたいかなきやいかぬと思つております。

○遠藤(和)委員 今疑わしい取引、これは麻薬関係の関連で大体一万二千件ぐらいあると聞いてい

るんですけど、それがテロに対する資金の供給ではないのか、そういうふうに疑つける案件は

時々九月におのぞき事件が起ります。その後、凍結いたしましたのは、アフガニスタンのターバン問題、南北二百八二箇所、南北、二三の

リバーン関係者が一百八十七個人、団体それから  
らタリバーンではございませんけれども、やはり

テロリストとして指定したものが十二団体、個人  
がございます。合計二百九十九でございます。

その後、タリバーン政府が崩壊いたしまして、凍結しておきましたタリバーンのアフガニスタン

の政府関係機関、中央銀行などは、これはもう凍結する必要がある」と述べた。

結する必要がございませんので外しました。これが六件でございます。したがいまして、残つてお

りますのは、二百九十九引く六で二百九十三件でございます。

この間凍結いたしましたのは、アフガニスタンの中央銀行等四件でございまして、六十万ドル凍

結しましたが、先ほどの解除によりまして現在は  
解余ござるまゝで、これがまして、現在は

角陥いたしてねじまし、したたかしいまして、凍結しているものはございません。

○坂本委員長 遠藤君、質問時間が参りました。  
以上でござります。

○遠藤(和)委員 では、一件だけで。

今度の法律で取引記録の保存期間を七年としているわけですけれども、七年とした法律の根柢、

これを最後にお聞きして、質問を終わりたいと申します。

○村田副大臣 います  
取引記録の保存期間でござります

が、七年とした理由でございますが、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の处罚に関する

する法律案に規定しますテロ資金提供等の罪の公

第一類第五号 財務金融委員會議錄第十一号

○前田参考人　一日以降、毎日のように報道がされておりまして、大変にお騒がせいたしておりましたが、システムトラブルに関しましては、大変恐縮ですが、完全復旧したと言つてさらに昨日一部ダウンが起きました、これはそのとおりでございまして大変申しわけないんです、が、大変大きなシステムを統合いたしましたので、こういうところ、徐々に修正する部分が一部ございます。そういう意味では全面的にダウンするという事態はないと思いますが、大変恐縮ですが、きのうの二重引き落としというのは、これはシステム上といつよりむしろやや人災に近い形でのトラブルでございまして、ここはまさに人的なミスで起こったことでございまして、システムのトラブルではございません。

それから、海外とのネットワーク関係につきましては四月一日から別にトラブルなくお取引が行われておりますし、また市場関係のお取引もトラブルなく行われております。

そういう意味では、国民生活に一番影響のある現金の出し入れのところでトラブルがあつたということがもう最大の問題でございまして、この点につきましてはオンラインで稼働しておりますけれども、昨日起つたようになりますけれども、昨日起つたようになりますが、昨日の部分につきましては修復は終わっております。

そういう意味で、一日当たり何百万人という方が御利用いただきますので、ちょっとでもとまりますと大変な御迷惑になることは十分承知いたしております。全力で頑張りますので、ぜひもうちょっとお時間をいただきたいと思います。安定稼働するまでにもう少し、一週間ぐらいいただきたいということでござります。基本的なフレームワークのところがどうこうということではございませんが、三つのシステムを統合しておりますので、その統合した部分につきまして、異例な取引等が出たときに一部障害が起つるということです

○生方委員 答弁は手短くお願ひしたいと思います。

今、人災の面があつたということを聞きますと、人災はシステムトラブルじゃないということになりますと、人災であればまたあしたも起こる可能性があるというふうになっちゃうわけです。人災であるんだからやむを得ないというのか、人災だってもちろんこういふことは起こっちゃいけないわけですから、とりあえず今の段階で人災という部分であるといふんであれば、人災を防ぐためにどのよつた手立てをおとりになつてゐるのか、お伺いしたいと思います。

○前田参考人 お答え申し上げます。

□座振替等の引き落とし事務につきましては、先ほども申し上げましたとおり、多数のお取引先からいろいろな仕様のデータをいただいております。それから、いただくデータの種類もたくさんございます。それを加工して処理するような形を持っていくわけでございますが、その間にどうしても人手を介してやる部分がございます。大変残念ながら、そういう過程で一日、前月末以降やや徹夜が続いたとかいうのがございまして、二度にわたってテープを動かしたということで「重引き落」としが起こつたということですございます。

この修正の仕方につきましては、もちろん的な補強も行いましたし、システム的に少しそういうリスクを減らす手段ももちろん講じましたが、ということで、同じことが「一度は起こりませんけれども、やや人手を使わざるを得ない部分が」座振替についてはござりますので、ベストを尽くしますが、そういうことで、完璧というにはもうちょっとお時間をいただきたいということですございます。

○生方委員 経営統合が決まったのは九九年の八月の二十日ですから、もう二年八カ月ぐらいたっているわけですよ。準備が例えば三ヶ月とか二ヶ月というので、巨大なシステムを統合するんだからトラブルが起こつたといふんならわかるんですけど、それとも、二年八カ月間の準備期間があつて、

ブルのうないしたのは、そう、たいる社員です。あれお伺うなうな構で、大量的人的が過程してが必、や人ざい仕事では、画してのやざい仕事をつづだきだす。○生うけれどれづ

用をやってみなければわからないといふに聞い  
日の二日だけだったというふうに聞いて  
いてくださいよ、聞いていて。前田さ  
れはトラブルが十件や二十件起きた  
ら人災だ何だで今おっしゃったような  
と思うんですけども、二百五十五万件  
外れの大きさのトラブルが起こってい  
それは、今おっしゃったように三を一  
れを「一にするからだめだったんだ」という  
ことは、とても国民としては納得ができ  
思つんですよ。

原因はまだ完全にわかっているわけ  
じょうが、現在わかっている段階で、  
システム的なことは結構でござりますか  
の人間がわかるように、何が原因でこう  
またのか、簡潔に教えていただきたい  
す。

考人　お答え申し上げます。

いまして、一つは、ATMのオンライン  
部分の障害が何で起こったかという点に  
ては、これは三つの銀行のコンピュー  
さん今お手元にお配りしておる絵がある  
すが、コンピューターをリレーコン  
puterというのでつなぎまして、それでそれ  
間をつなぐコンピューターを設置いたし  
す。初日にトラブルを起こしましたの  
リーコンピューターの一部にソフトの  
ありまして、その部分で、第一勧銀の系  
銀行の系列でそれぞれカードがうまく使  
たという、相互に使えなかつたという事  
つております。

---

Digitized by srujanika@gmail.com

オンライン系をつなぐ話ではございませんで、今まで大量に処理をしてきたそれぞれの銀行の処理の仕方を、当然半年とか随分前から、受託者のお客様と調整しながら、御相談しながら、店番号の変更等を含めて入念に打ち合わせをさせていたたましまして、三月末までに新しいデータもしくは從来のデータのままでいたくという手当てをしてまいりまして、それを四月から整整々と稼働するという体制で準備をしてまいつたわけでござります。そういう意味で、考えられる準備は十分やつたつもりでございますが、現実に運営のやり方、テープを使ってコンピューターから落とすときのやり方に手順それから混乱等がございまして、大量に事務が滞滯したということでござります。

それから、二百五十万件という件数は、冒頭に申し上げましたとおり、一日に百万件から二百万件の処理をいたしておりますので、一日おくれというぐらいの状態がつい最近まで発生したということでございます。先ほど申し上げましたとおり、今現在で十五万件程度になっておりますので、そういう意味では、在庫で大量に積み残している状態は解消したということでございます。

安定稼働までと申し上げましたのは、ちょっとそこは、いろいろごいたごたしたものですから、完全に三月の状態に戻るまでにはちょっとお時間をいただきたい、何とか今週じゅうにやりたいといふことをスムーズにやつておりますので、その状態に一刻も早く戻したいと思っております。

○前田参考人 お答え申し上げます。

本件につきまして、口座振替で申し上げますと、これは大量のお金を回収する大企業さんと私

どもが一緒になつてやつているシステムでござりますて、たくさんの方々の口座からお金引き落として、大企業もしくは委託者にお金をお支払いして、還元データをつくって、企業の方は領収証をつけてお客様に返すという仕組みになっております。この部分で引き落としそのものがおかれたことによりまして、企業の方にお金が入る時期が若干ずれていているというのが起つております。この部分につきまして、委託者の方との関係では御迷惑をおかけしております。

それから、二重に引き落としたことにつきましては、もちろん当然お返しいたしまして、お通帳

以上でございます。

○生方委員 その大口の契約者についてははどういう措置をとることですか。もう一度、

ちょっと聞こえなかつたので。

○前田参考人 大口、例えば東京電力等は公共料金を大量に引き落としさせていただいておりますので、私どもがいたいたデータで、ある部分につきましては、場合によつては、いたいたデータの金額で概算でお支払いをいたしまして、後、口座振替を完了したところで精算するというようなやや異例なお取り扱いを含めて、個別に対応させていただいております。

○生方委員 具体的に、例えば東京電力やNTTなど、たくさんのお金が一日に入るわけですね。

それで、金利が極めて安いとはいえるが、一日おくれればその分の金利が少なくなつてしまふこともあるし、当然、引き落とされなかつたら引き落とされなかつた旨を、顧客に対して郵便なりなんなりで連絡しなければいけない、その事務連絡の費用というのも発生をいたしますよね。その辺については個別に対応するということによろしいのですか。

○前田参考人 先ほど申し上げましたとおり、委託者の数が一万社ぐらいございまして、それぞれ



う部分もあったかもしれない。だけれども、それを受けた月ということであれば、慎重が上にも慎重を期さなければいけないはずですね。

新聞でのいろいろ報道されましたが、内部の旧一勧と富士と旧興銀のシステムそのものが全部違っていた、そのシステム同士の争いがあったんではないかというようなことも報じられているんですけれども、そうした内部のいわば三行の中の不協和音が今度のシステムトラブルにつながったという指摘もされておるんですけども、参考人としてはどういうふうにお考えになっています

○前田参考人 お答え申し上げます。

このシステムをどこに銀行が分担して開発するかということにつきましては、一昨年の十二月に既に分担が決まりまして、それぞれの分野で責任を持ってやるということが決まりましたので、それから以降はずっとその進捗度合いを見てまいりました。そういう意味で、三行間でシステムをめぐってトラブルがあったとかそういうことは一切ございません。整々と設計をして運用して、リレー・コンピューター等すべてが計画どおりでき上がっております。

むしろ問題は、先ほど申し上げましたように、実際の運用のやり方につきまして、かなりシミュレーションをやりましたが、それが大変下手で、あつたといいます。

○生方委員 そう言われちゃえどもそれまでなんでしょうけれども、シミュレーションをやって役に立たないなら、シミュレーションをやってもしょがないわけですね。それで、事前にそういう事例があるわけですよ。

特に、四月一日というのは、御承知のように年度末ですね。（発言する者あり）年度始めと年度末が重なるわけですね。だから、とりわけ取引量が多いということは、これはもともとわかっているわけですよ。その日をあえて合併のスタートの日というふうに選んだのであれば、コメントの一つとして、思わぬ取引量が集中したからだというよ

うな部分もあったかもしれない。だけれども、それを受けた月ということであれば、慎重が上にも慎重を期さなければいけないはずですね。

新聞でのいろいろ報道されましたが、内部の旧一勧と富士と旧興銀のシステムそのものが全部違っていた、そのシステム同士の争いがあったんではないかというようなことも報じられているんですけれども、そうした内部のいわば三行の中の不協和音が今度のシステムトラブルにつながったという指摘もされておるんですけども、参考人としてはどういうふうにお考えになっています

うなコメントもしておりますけれども、それこそさっきおっしゃったように三十年もやっているので、何日が一番取引量が多いかぐらいだけあって知っているわけでしょう。その一番多い日を選んで合併をしたのであれば、こういうトラブルが起るかもしれない、慎重が上にも慎重を期するのが当たり前でしょう。それを、何かシミュレーションがうまくいかなかったからというだけでは、これから先だってまだどういう事態が当たり前でしょう。それを、何かシミュレーションがうまくいかなかったからというだけでは、これから先だつてまだどういう事態が当たり前でしょう。それを、何かシミュレーションがうまくいかなかったからというだけでは、これから先だつてまだどういう事態が当たり前でしょう。それを、何かシミュレーションがうまくいかなかったからというだけでは、これから先だつてまだどういう事態が当たり前でしょう。それを、何かシミュ

ルが起るかもしれない、慎重が上にも慎重を期するのが当たり前でしょう。それを、何かシミュレーションがうまくいかなかったからというだけでは、これから先だつてまだどういう事態が当たり前でしょう。それを、何かシミュレーションがうまくいかなかったからというだけでは、これから先だつてまだどういう事態が当たり前でしょう。それを、何かシミュレーションがうまくいかなかったからというだけでは、これから先だつてまだどういう事態が当たり前でしょう。それを、何かシミュ

それで、システムというのは、全体がどういうものであるのか、我々はブラックボックスでわからないんですね。中がどうなっているのかわからず、既に分担が決まりまして、それが分野で責任を持ってやるということが決まりましたので、それから以降はずっとその進捗度合いを見てまいりました。そういう意味で、三行間でシステムをめぐってトラブルがあったとかそういうことは一切ございません。整々と設計をして運用して、リレー・コンピューター等すべてが計画どおりでき上がっております。

今は、今のところはとりあえずトラブルが起つたのは修復ができたけれども、これからまた先、どんなトラブルが起こらないかわからないという状況なんじゃないですか。

だから私は、ここは本当に、決済システムそのものの信用の問題ですから、オンラインをとめるのは大変だといふこともよくわかりますけれども、一度と起こらないために、私は、ここは三日や四日休んで、徹底的に点検をして、こういうトラブルが一度と起こらないというような措置も考へるべきだといふふうに考えていますが、いかがですか。

○前田参考人 お答え申し上げます。

休んで修理せよということです。これが、この点につきましては、原因がリレー・コンピューターの不都合というのは特定できまして、既にそこは修復いたしておりますので、オンライン系が、要するにキャッシュが出ないというような事態が、またあした、あさって、来週も起るかと言われますと、それは確率的には非常に低くなつ

てているということは申し上げることはできると思います。

もともとの我々三行が持っておりますコンピューターシステムそのものに不都合があるわけございませんで、接続するシステムにつきましての一部の部分のバグがあつたのは確かでございませんが、そこは修復いたしておりますので、全部理解いただきたいと思います。

○生方委員 前田参考人がどの程度そのシステムにお詳しいかわかりませんけれども、わからないわけでしょう、現実のところは、実際、リレー・コンピューターがまずかったというのはわかつたところのリレーが不都合でございますので、システム本体のソフトがおかしいとかそういう事態では全くございません。その点はぜひ御理解いただきたいと思います。

○前田参考人 手立てをしないかと言われると、おきたいんですが、総合口座三百万件、いろいろお取引先があると、あなたたちが思っている実害はなかつたということなんですか。問い合わせが一万件あつたということなんですが、そうすると、そのほかの方たちに対しても、みずほ銀行では何か手立てを、これからも何もしないとおもふに理解をしてよろしいんですね。

○前田参考人 手立てをしないかと言われると、そういう意味ではございませんで、私ども、お客様に、失った信用を取り返すためには、新しいサービスを提供するとか、いろいろなことをやらせていただきたいと思っております。これは、起つたことについてはおわびするしかないんですね。が、この後は、統合した効果をお客様にお返しする形で、何らかの形でお返ししないと、これは我々の銀行は存立し得ないと思っております。

そういう意味で、起きたことについては深くおわび申し上げますが、お客様に對してはサービスの向上でお返ししたいと思っております。大変恐縮でございますが、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○生方委員 二〇〇五年に導入予定のBISの新規制では、オペレーショナルリスクというのも入ってくるようになつていますよね。これはもちろん御存じですね。だから、信用リスクとか市場リスクというのと同時に、同レベルでこういうオペレーショナルリスクというのも国際的には大きく取り上げられているわけですよ。それがスターの時点からつまずいたということは、本当に、みずほさんだけではなくて、日本の金融システムそのものに対する国際的な信用が落ちた、そ

○前田参考人 お答え申し上げます。

これまでの運用のやり方につきましては、かなりシミュレーションをやりましたが、それが大変下手で、あつたといいます。

○生方委員 そう言われちゃえどもそれまでなんでしょうけれども、シミュレーションをやって役に立たないなら、シミュレーションをやってもしょがないわけですね。それで、事前にそういう事例があるわけですよ。

特に、四月一日というのは、御承知のように年度末ですね。（発言する者あり）年度始めと年度末が重なるわけですね。だから、とりわけ取引量が多いということは、これはもともとわかっているわけですよ。その日をあえて合併のスタートの日というふうに選んだのであれば、コメントの一つとして、思わぬ取引量が集中したからだというよ

ういう自覚を持つてこの問題の対処に当たっても  
らわなければいけないというふうに思つております。

ね。視点を変えて質問いたしますが、その目的は  
何だったんですか。

三年前にこういう三行統合を決断したわけでござ

ざいますか、これは、私が銀行に入ったころは都  
市銀行の数は十幾つありまして、それぞれの銀行  
がしのぎを削ってサービス合戦をしてまいりました  
たが、ここに参りまして、全体の経済の成長がな  
くなった段階で、我々といたしましては、お客様  
にサービスを十分にしていくには、独自でもちら  
んリストラ等目いっぱいやってまいりましたが  
これ以上店舗を減らしますと、要するにサービス  
拠点が減ります。サービス拠点が減りますと、逆  
の意味でお客様へのサービスが低下するもので  
ざいますので、三行統合というのを決断いたしま  
して、物すごくたくさんの数のお店を一緒にし  
て、重複したお店は廃止をいたしまして、サービ  
スは落ちない形で、このサービスを続けたい、合  
理化をしたいということをございます。

海外につきましても、例えば、私ども単独でも  
かつては拠点が三十以上あったんですが、リスト  
ラをいたしまして、海外の支店を大幅に減らしま  
した。そうすると、国には一つも拠点がないとい  
う状態が起こりまして、これは三行同じような状  
態になりました。それで、そのままにいたしまます  
と、日本から出られておりますお客様が、例え  
ドイツで取引が全くできないというような事態に  
なります。これはまさにサービスが低下しますの  
で、三行が一緒になりまして、拠点を再統合した  
上で、合理化もして、サービスも落とさない。そ  
の上で、最後はトータルで、行員の数でいいます  
と五年間で一万人を削減する、そのような計画を  
立てまして、一生懸命、生き残りたいというこ  
とでこの統合を決意したわけでござります。

そういう意味で、お返しするのは、やはりサ

ビスの改善、それから収益力をつけて株主にお返しする、それから、もちろん公的資金も一刻も早くお返しするというのが私どもの最大の課題だと思っております。

○生方委員 塩川大臣が、どうも野党は新聞ばかり見て質問しているというふうに言って、町へ出るという声もあったので、きょう私も町へ行ってまいりました。

再編、分割する前にこれをやるのは実は大変難しい問題がございまして、お客様との関係も物すごく難しくなりますので、統合再編が終わつた四月一日以降に速やかにやろうということで、当初からここで統合効果を出すという計画でござります。これはちょっとお時間をいただきたいと思います。

○前田参考人　お答え申し上げます。  
私も四月一日から社長になつたばかりでございまして、まことに恐縮ですが、本件につきましては、私も、そうはいっても前から経営陣にいましてはどのよう責任をおとりになるつもりですか。

ほさんが二つ並んでいるんですね。こっちと、隣一軒あるだけで、二軒あるんですよ。二軒、行くのに五十分メーターもないんですよ。少なくとも、効率化をするといふんであれば、あの二つぐらいが一緒になっていなければ、何か、何のために一緒になったんですかということになると思って、私は本当にびっくりしましたよ。まさか、どっちか一個は閉じているんだろうと思つたら、同じように、同じ人間が張りついて同じATMを動かしているんですよ。これがどうして効率化になるんですか、そんなの。

だから、結局、内部でももともとの自分の島を守りたいという意識が優先していく、三行が一緒にはなつたけれども、まさに大臣がおっしゃったように、ずうたいが大きくなつただけで中身は空っぽだというふうに大臣は批判しておりますだけれども、そういうことなんぢないんですね。何でも、みんな二つすらが一緒にならないんですね。私はたまたま麩町を見ただけですけれども、きっと恐らくほかもあると思うんですよ、そういうことが。

○前田参考人 おっしゃるとおり、私も重複しているお店がたくさんあるのはよく存じております。海外も同じ状態でございまして、これは一刻も早く統合しようということで、百力店以上を統合する計画を既に考えております。

ただ、何で三月前にやらなかつたのかと言わわれますと、実は、三月までは三行がばらばらにありましたので、三行を、例えば麩町支店を、第一勧銀さんのを富士銀行に移すとか、これは、統合、

再編、分割する前にこれをやるのは実は大変難しい問題がございまして、お客様との関係も物すごく難しくなりますので、統合再編が終わった四月一日以降に速やかにやろうということで、当初からここで統合効果を出すという計画がございます。これはちょっとお時間をいただきたいと思います。

いずれにしても、統廃合するのが目的の統合でございまつゞく、これをやるうて二行員の削減等あります。

○前田参考人　お答え申し上げます。  
私も四月一日から社長になつたばかりでございまして、まことに恐縮ですが、本件につきましては、私も、そうはいっても前から経営陣にいましてはどのよう責任をおとりになるつもりですか。

前田参考人	お答えいたします。
○前田参考人	お答えいたします。
○生方委員	もできません。それから、経費の削減もできません。これは私ども、責任を持ってここをやるという決意でございます。システム費用の削減もできます。これは私は、ぜひ御理解いただきたいと思います。
○生方委員	その難しいというのは、法律上の規制があるとかということなんですか。何が難しいんですか。

○前田参考人 お答え申上げます。  
私は四月一日から社長になつたばかりでございまして、まことに恐縮ですが、本件につきましては、私も、そうはいっても前から経営陣にいたので、起つた原因につきましては十分に調査いたしまして、再発防止をいたしまして、当然してはどのよう責任をおとりになるつもりですか。

かるべく、その責任の有無につきましては、必要なことはやらせていただきたいと思います。

もうちょっと、原因等も完璧にわかつております。せん。再発防止につきましても、今ちょっとやっている最中でござりますので、ここはしばらくお時間をいただきたいと思います。私どもは、適正なことをやらせていただきたいと思います。

○生方委員 認識が、やや普通の国民の認識と私はずれているような気がいたしますよね。銀行とは、いえ、みんな一番信用ができるというふうに思つてゐるところが、そこの信用を失墜させたということですからね。そこら辺は、やはりみずほさんだけの問題じゃないということで、きちんとしました、新たな体制をつくるとかいう形をとつても、わないと、日本の金融界全体にとっても私は非常にマイナスだと思うということだけつけ加えておきます。

柳澤金融担当大臣にお伺いしたいんですが、金融機関には各公的資金がたくさん入つてゐるわけでも、銀行のきちんとした管理をやつていると。当然、四月一日からこういう巨大な銀行がスタートをするということで注目をなさつていたと思つたのですが、こういう事態が起つたことを、率直に大臣として、今どんなふうに感想を持つておられますか。

○柳澤国務大臣 四月の一日にこのような銀行の統合が現実のものになりました、その際最も重要なのはお客様との関係、顧客の関係だろう、どのように思つておりました。先ほども申ししたことですが、こうざいますけれども、そういう中でこうしたト

ラブルが起ったということは本当に遺憾千万なことである。こういうように考えておりまして、私どもとしても、事態を正確に把握するということのために、銀行法二十四条に基づく報告を徵しているところでございます。

これは、期限があるということで、あした報告をいただくわけでございますけれども、今の状況ですと、必ずしもすべてが解明された報告という場合にはなりにくいのではないかとも思つております。そして、そうした場合には、その補完の報告とかなければならぬ、こういうことを考えておりまして、順次説明を受けながらこれを求めていきます。

そうして、事態をはつきり把握したところで、それではどのような措置を講ずるか、講ずるべきであるか、これを、その後においてそれを踏まえて考えてまいりたい、このように今思つておるところでございます。

○生方委員　みずほさんの調査があらざるべきであるか、これを、その後においてそれを踏まえて考へてまいりたい、このように今思つておるところでございます。

○生方委員　みずほさんの調査があらざることで、そこで全部は明らかにはならないだろうと。第一、第三の報告が出てくるんでしようけれども、私は、最終的に、一行だけでやるんでは限界があるんじゃないか、もっと客観的なもののがちょっとと調べるというような必要も出てくることがあるんではないかなと。

金融庁みずからが調査をする、もちろん、みずからといつても、金融庁に専門家がいるわけじゃないでしようからどこかに委託するのかもしれないせんけれども、そういうような外部からの監査といふいうようなものはお考えになつておられますか。

○柳澤国務大臣　金融庁に専門家がないといふことをもう断じられてしまつたんですけれども、採用しておりまして、それなりの体制を整えていところでござります。

そういうことに加えまして、私ども、日本銀行とも連絡をとりまして、日本銀行におきましては、システムリスクというものに対しても当然、決済機構の元締めでございますだけに格別の体制

をしておるという存じておりますので、日本銀行とも連携をとりながら、これらの報告をしっかりと読みまして、後のしかるべき措置につなげてまいりたい。現在のところは、そのように考えております。

○生方委員　これはたまたまなんでしょうけれども、日銀考査に今度からシステムの安全性というものが取り入れられるようになつたということですね、今年度から。それはしっかりとやついていただきたいと思います。

また、これからもまた大型合併、きょうも新聞にも報じられていましたように、まだあるわけですかね。そのとき、こういうシステムリスクが起らぬためのどういう指導というのをこれからなさつていくのか、それが一時点と、これは今の時点では断言はできないんでしょうけれども、その結果次第によっては業務改善命令というのを出すつもりがあるのかどうか、その二点をお伺いしたいと思います。

○柳澤国務大臣　これまで、システムの統合、今、前田社長がたびたび言っておつたりレーの方式を採用したということですけれども、我々のいろいろなマニュアルにも、実はそのあたりのチェックというものは既に盛り込まれております。

例えば、検査マニュアルでは、テストを十分にやつたかというところも実はチェックポイントになつておるわけですが、そうしたことについて格別の配慮を計らつていくということを、今後は格段これを充実していくかなぎやならないとうと思います。つまり、テストの時間あるいは態様というものを本当に十二分にとつてもらう。別に使いこなしていかないかなぎやならないと思つておるつもりです。

しかし、とはいっても、やはり文明の利器は十分に使いこなしていかないかなぎやないと思います。つまり、テストの時間あるいは態様といふいうことを働きかけていく、こういうことにならうと思つております。

おりまして、これが一つの感じであります。

後段の業務改善命令につきましては、私ども、先ほど申しましたように、二十四条の報告というものをしっかりと読みまして、適切な措置を講じて

いかなぎやならないと考えておりますので、には当然そうしたことも排除されているわけではあります。だから、そういうのをやはりできるだけ早く、銀行さんのおっしゃるのは、それはお客様がなじんでそこと取引しておられますから、あんなのところはこっちに変わつてんかと言うたつ

なつただけで中身が空っぽなんぢやないかというコメントがあって、これは新聞ですから必ずしも

そう言つたとは限りませんけれども、とにかく、大きいところが三つでまたさらに大きくなるわけですね。その三つの中の意思がきちんと疎通できただけで、効果が出てくればいいんすけれども、ただ単に三つくつついただけでは、一足す一足す一足す一足す一足す一足す一足す一足す

と思つんですね。

やはり相乗効果を發揮するためには三行の融和みたいなものがなきやいけない。そういうものがなきつとうまく機能していかなかつたのが、たまたまシステムというものに私はあらわれてきてしまつたのではないかなというふうに考えておるんですけども、塩川大臣、いかがでございましょうか。

○塩川国務大臣　私は、今回のホールディングスの事故を見まして二つのことを考えたのですが、一つは、やはり日本人はこういう機械のシステム化というものは弱いんだなと思つて、機械になれていないんでしょうか、どうも弱い、それがついて格別の配慮を計らつていくということを、今後は格段これを充実していくかなぎやならないとうと思います。つまり、テストの時間あるいは態様といふいうものを本当に十二分にとつてもらう。別に使いこなしていかないかなぎやないと思います。つまり、テストの時間あるいは態様といふいうことを働きかけていく、こういうことにならうと思つております。

しかし、とはいっても、やはり文明の利器は十分に使いこなしていかないかなぎやないと思います。つまり、テストの時間あるいは態様といふいうことを働きかけていく、こういうことにならうと思つております。

それからもう一つは、合併の効果というものをできるだけ早く出してもらいたいと思うんです。

○塩川国務大臣　それは銀行それぞれに歴史がござりますし、また顧客との間で非常に密接な関係

を維持しておりますので、一遍にはなかなかいきにくいだらうけれども、おっしゃるように、あらかじめ、合併いたしましたらこうなりますよといふことぐらいの理解は、事前に了解を得ながら合併を進めていく、そういうことのいわゆるコミュニケーションが十分にとられていないというふうな感じが私はしております。地元において見て見ていまして、何か同じような店が依然として同じようにやっていますので、これはいつどうなるのかなと関心を持って見ておるようなところでございまして、競争だけじゃなくして、お客様と一緒にコミュニケーションというものをもっと密接に、ひとつ大事にしてもらいたいと思います。

○生方委員 今度のトラブルを見ても、結局、責任の所在というのが非常に今あいまいなんじゃなかつていいということと、リーダーシップが発揮できてないんじゃないかな。三つが結びついたけれども、ABCはABCのままで、結局ABCが

なったDになつていなかつたというところに大きな問題があるので、これから先も、そのABCがABCのままやつたんじゃ何の意味もないわけです。国だって省庁統合をやつたわけですから、大きな省庁ができる、まあそれはある程度の時間がたつていかないと三つとか四つが結びついた相乗効果というのは出てこないかもしませんけれども、それをきちんと出すためには、リーダーシップを發揮してもらつて、責任体制を明らかにすることが大事だということを申し上げて、この件に関する質問は終わらせていただきます。

本人確認をテロリストの送金や資金集めを防止するために行うということで、本人確認のために金を集めようというふうに考えれば、それは当然、世界じゅう飛び回る方たちですからパス

ポートを偽造することぐらい簡単でしょうし、免許証を偽造することぐらい簡単で、本人確認をやることとはやつてられないということで、これをやつたとしても、本当にテロリストの送金の防止ということには残念ながらならないんじゃないかなという懸念を持つていてるんですけども、

財務大臣 いかがでござりますか。

○柳澤国務大臣 今度の、本人確認の手段を公的書類によるものにするというようなことを講じて

いるわけでございますけれども、それからまた同時に顧客側への規制として、虚偽申告、虚偽告知を罰則等をもつて担保する、そういうことがない

が、事実問題として、ではそれが一体どれだけの効果を上げるのかという角度からの御質問でございます。

これにつきましては、私どもこれで万全だとうようなことを言つつもりはないでござります

けれども、やはり、この法律の考え方というものは、そういうものをすべて証拠として七年間残しておられました。はあ随分のんびりしたことを言つておられました。はあ随分のんびりしたことを言つておられるんだなと。生方さんじゃないけれども、そんなことは初めから本来なら想定してやるべきであるし、何かあつたらすぐちゃんとバックアップ体制というのができるようにしておくのが当然なんだけれども、その辺のところはなされていなかつたんじゃないか。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

○坂本委員長 次に、佐藤觀樹君。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

ござります。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○坂本委員長 ございます。この絵をちょっとごらんいただきたいんです。

○佐藤(観)委員 きょうは、せつから前田社長に

お越しをいただきましたので、大変な問題になつておりますみずほの問題について、若干お伺いをいたします。

一つは、これは設計ミスあるいはバックアップ

ミス、そもそも扱う想定量が小さ過ぎたのではなくに十分以上の大きさのコンピューター容量を

持つております。それで、リレーコンピューター

一というものが左側にござります。ここが第一勧銀

と富士銀行をつなぐ、一番ボリュームの大きいところをつなぐリレーコンピューターでございまし

て、もちろん、ここを流れる取引量も当初の設計

以上に、倍以上に収容できるような設計をして、

このううリレーコンピューターを開発したわけ

が、真ん中に第一勧銀コンピューターといふ絵が

いまして、ここでそれぞれお客様から受けたデータを振り分けた上で、それぞれの銀行のシステムで処理して、さらに集計した上でお客様に返す。これは二つあった銀行を一つにしたということです。当然お客様は一つに集約されることでございますので、お客様に集約してお返しする、こういう体制をとったわけでございます。

そういう意味で、上の振り分けシステムと下の改めて集計するシステムのところ、これも当然ボリュームを、倍来るのはわかつておりますのでそういう体制でやつたんですが、この運営が非常にうまくいかなかつた。それから、この振り分けのものがトラブルを起こした。この二つの要因がございまして、口座振替に関しては大量の遅延が発生したということです。

真ん中にあります口座引き落とし処理という、STEPS、TOP、ITIS、この部分はもともと引き落としをやっている部分でございますので、ここにデータが渡れば、そのまま今までやつたとおりのことをやればいいということです。入り口と出口で経路を変更した、これは銀行を二つにしたものですから変更せざるを得ないんですが、この部分につきまして、ふなれを含めてトラブルが発生して、二百五十万件の残高になつて、ただいま現在十五万件、今そういうお話をございます。

ここにTOPそれからSTEPSの処理能力は、一日に百万件くらいの処理能力は十分ありますので、これは従来どおりやつておりますが、入り口と出口のところを経路を変えて新しい形で集約して送る、こういうシステムにした部分が、大変申しわけないんですけど、トラブルを起こしてお客様に迷惑をかけた、物すごくおかけした、それから、委託者の方にも迷惑をおかけしたというその原因でございます。

以上でございます。

○佐藤(観)委員 お伺いしますけれども、全体的にやつてみるという試みというのは、一体、二年間あつた、こう言われますけれども、何回やられ

たんですか。

○前田参考人 ただいまの御質問にお答えいたしました。

たものでございます。

次に、二〇〇一年の九月から十一月にかけて、システムテストを実施いたしております。こ

れは、先ほどから申し上げましたとおり

このシステムをリレー・コンピューターで接続いたし

ます。

このシステムそのものをつくって、テスト等は

ずつと、もちろん、先ほど申し上げましたとお

り、運用のテストをやりましたが、本番で実際に

流してやつたのは今回が初めてでございます。

そういう意味で、テストデータで引き落とすとい

うことは実際にはできないものですから、そういう意味でふなれがあつたということでございます。

○佐藤(観)委員 大抵、これだけ大きなことをや

るには、お客様の大切な財産を預かっているわけ

ですから、何度も全体のこういうテストを、時間

的に、どういう時間にやるかということはいろい

ろあるかと思ひますけれども、何度もやってみ

て、やってみたって何かもしないですかね、こういうこととというのは、やってみると時間がかかるかと思ひますけれども、それが普普通ではないかと思ひますけれども、それだけのことをやる時間がなかったということなんでしょうね。

あわせまして、聞くところによりますと、社内では、四月一日合併するのは無理じゃないか、これはシステムとしてはそのままにしておいて、会社として合併するということにした方がいいという意見がかなりあつたようありますけれども、経営側はそれを押しきつたということも言われておりますが、その点はいかがでございますか。

○前田参考人 お答え申し上げます。

テストの点についてやや重複いたしますが、テストは、三月三十日、三十一日にやりまして、それで、それで二つの銀行につくり上げる、そういう作業を三月三十日、三十一日にやりまして、それを三月二十九日が実質月末でございます。ここで二回締めまして、勘定を全部締めた後で、三行のデータを分解いたしまして、それぞの、二つの銀行にまとめてデータを送信して、組みかえて、それで二つの銀行につくり上げる、そういう

おきます、各銀行、三行の持つておりますデータを、三月二十九日が実質月末でございます。ここにまとめてみたらうまくいかなかつた、社長の御説明はそういうことですよね。どうもそのあたりが納得できないところがあるのであります。時間がありませんから先に行きますが、一つは、先ほど生方議員も言われましたけれども、まず個人のお客さん、クレジットカードとかあるいは住宅ローンとか、引き落としが毎月毎月あるわけですね。社長は先ほど全然被害者は出でないというようなことを言われたけれども、この定期日に落とすよ。この延滞金その他が発生する場合があり得ません。社長は先ほど全然被害者は出でないというようなことを言われたけれども、この定期日に落とすよ。この延滞金その他は、当然のことながら、みずほさんで持つてください。こういうことになりますね。

○前田参考人 ちょっと先ほどの説明は非常に不

適切で申しわけございません。実害がなかつたというのを大変に不適切な言い方でございましたので訂正させていただきますが、おつしやるよう

に、カード代金で期日のとおりに落ちないと、もたとおり、データが適正にチェックがされて、そ

のまま引き落としができる状態であれば、今は、そこは機械をかえたわけではございませんので、

自動的に処理ができるシステムそのものが残つておりますので、この部分はテストは要りません。ただ、入り口と出口の経路を変えた部分の、この処理がうまくいかなかつたということで、今回

のトラブルの原因になつております。

そういう意味で、大変恐縮ですが、テストと、それから実体の運用の部分につきましては、想定されることはすべてやつたんですが、本番でやつ

ます。

ささらに、二〇〇一年、昨年の十二月からことし

の三月、直前までに、運用テスト、それから移行

リハーサルというのを何度も実施いたしました。

これは、実際に移行するのに本当にこれがうまくいくか確かめたいから、シス

テム運用が、要

するに実体として切りかえが行われるのか、それ

から機械がちゃんと立ち上がるのか、そういうテ

ストをやつたものでございます。

それから、三月三十日、三十一日につきましては、これはもう移行日そのものでございまして、

個別のテストではございませんで、実際に持つて

おります。

そこで、三月三十日が実質月末でございます。ここにまとめてみたらうまくいかなかつた、社長の御説明はそういうことですよね。どうもそのあたりが納得できないところがあるのであります。それが、今申し上げましたとおり、本日現在ですと十五万件ぐら

い残つておりますが、これは何とか解消、要するに今週中には正常に解消をしたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤(観)委員 聞いていた方もわかると思いま

すが、部分部分はみんなうまくいったんだ、最後

にまとめてみたらうまくいかなかつた、社長の御説明はそういうことですよね。どうもそのあたり

が納得できないところがあるのであります。時間がありませんから先に行きますが、一つは、先

ほど生方議員も言われましたけれども、まず個人

のお客さん、クレジットカードとかあるいは住宅

ローンとか、引き落としが毎月毎月あるわけですね。

社長は先ほど全然被害者は出でないという

ようなことを言われたけれども、この定期日に落

とすよ。この延滞金その他が発生する場合があり得

ますね。この延滞金その他は、当然のことながら、みずほさんで持つてください。こういうことになりますね。

○前田参考人 ちょっと先ほどの説明は非常に不

適切で申しわけございません。実害がなかつたと

いうのは大変に不適切な言い方でございましたの

で訂正させていただきますが、おつしやるよう

に、カード代金で期日のとおりに落ちないと、も

ちろんお客様に迷惑がかかります、延滞金が出たり。それから、例えば公共料金で引き落としができないと、電気、ガスがとまるとか、そういう事態が常に起こるわけでございまして、この点につきましては、そのようなことがないように私どもは処理をさせていただきたいと思っております。具体的には、例えば五日に落とすものであれば五日付で落とすような手続をさせていただきたい。  
一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三  
二十四  
二十五  
二十六  
二十七  
二十八  
二十九  
三十  
三十一

例えば五日で引き落としますと、一日後にお支払いするとか、そういう契約に普通はなっておりまして、その時点でお支払いして、収納先との関係でもそういう問題が起こらないような手当てをもちらん全力でやらせていただきます。利用者の方に御迷惑をおかけするようなことは、当然のことながらできないと思っております。

**○佐藤(銀)委員** 先ほど生方議員も言われたけれども、あしたは五十日という、また決済するのに一回落ちた落ちは一番大きなときです。それで、例えばあした落ちることになっているものというのは、今の社長の御説明というのは、手作業で調べるんですか、あした落とすものなどは。それは、十日のものは十日でちゃんとコンピューターでずらつと出てきて、するんですか。そして、本当に落ちているかどうかというのは、おたくの方で確認ということをなさるんですか。

○前田参考人 手続についてお答え申し上げますと、普通、大量の口座引き落としてござりますので、事前にデータをいただきまして、それを事前、要するに夜中に引き落としをした上で、朝の営業が始まります。例えば十日の分ですと、要するに十日の夜中にすべての引き落としが終わっていまして、十日の九時なら九時が始まりますと、お客様から既に落ちております。例えば残高が不足しておりますと、今度は大方に改めてもう一度落ちてない部分を落として、それで、十日の分で約束どおり落ちた部分は幾らですかというのを集計いたしまして、これである意味ではデータを

確定いたしまして、次の日もしくは次の二日後に  
収納先に金額を確定した上でお返しし、それから  
落ちなかつたお客様の明細をすべてまたデータ  
に入れてお返しする、こういう手続をいたします  
ので、あしたの分は既にきょう事前の処理をする  
体制に入つております、あしたは十日でござい  
ますので、百万件以上の処理を、あらかじめ当然  
わかつておりますので、処理をする体制になつて  
おります。  
（二二二）

○佐藤(録委員) それで、企業向けですね。これ  
はいついつに落ちるはずだ、その金を今度はこつ  
ちへ回してちゃんと決済をするというシステム、  
当然ある。手形ではありませんから、交換したり  
何かする手間はないけれども、本来落ちるべきも  
のが落ちてなくて企業がつぶれる場合だって、こ  
れはあり得るわけですよね。その点はどうなって  
おりますか。また、実際には被害は出ています

○前田参考人 実際に、お金が入らなくて例えば手形が落ちないとか、そういうことは直接私はお聞きしておりませんが、ただ、こういう事態になりましたので、みずほ銀行のお取引先担当がお客様のところにいろいろな情報を届けまして、実際に、例えば五日に入る予定のが入らなかつたとか、そういうことになりました場合には、実際どうなつておるかというのを個別に誠心誠意対応させていただいております。そのようなことがないように、私どもの大切なお客様でございますので、私どものために不測の事態になつては、そこそ大変でござります。そういう対応はやっておりります。

それから、みずほ銀行におきましては、日曜日に支店長を全部集めまして、お客様優先の対応を最優先でやるということを全支店長に申し伝えております。

以上でございます。

○佐藤(観)委員 そこで、金融大臣にお伺いしますが、金融庁長官は、そんなシステムが

しっかりと切らして、いよいよ四月一日から合併する  
はみずほさんの、みずほ銀行の方の不手際、準備  
不足だということを言っている。こういうこと  
になると、いつも責任はどこかへかぶせようと  
うことになるのが一般論であります。が、一般論で  
ありますけれどもそれは別にいたしまして、先ほ  
ど、これも生方議員の質問に、こういうシステム  
チックリスクというんでしょうか、こういうこと  
は十分、今後もそうだけれども、今まで当然み  
ずほに対してもいろいろな注意をしてきたと思っ  
んですね。

その前、ましてやUFJが、あれは、たしか二  
重引き落としをして、これほど大きな事件にはな  
らなかつたけれども、あれは一回でたしか回収で  
きたと思うのでありますけれども、そんなことも  
あるわけですから、みずほの問題についても十分  
注意を払つたと思うのでありますけれども、ここに  
のところは、金融大臣及び金融庁の責任というの  
はどう考えていらっしゃるんですか。

○柳澤国務大臣 今、前田社長のお話をいろいろ  
聞きながら、だんだん我々も事態がわかつてきてき  
いるということでござりますけれども、いずれに  
せよ、そういうことに加えて、しっかりと書面  
での報告を求めて、まず何が起つたのか、それ  
からまた、その原因は本当に何なのかということ  
について、私ども納得のいくような報告をいただ  
いて、かかる後に、委員が言われたような責任の  
所在というようなことについても考えてまいりた  
い、このように思つておるわけでございます。

○佐藤(鏡)委員 それで、先ほど生方委員の質問  
に対して、何かあした、金融庁の方は聞くような  
話であります。ただ、前田社長のお話ですと、ほ  
ぼ一週間まだその回復に時間がかかるんじやない  
かという話なので、一週間というのは本当かどうか  
か、これはよくわかりませんが、いずれにしろ、  
あしたその調査をするというのはどういうことで  
しようかね。まだ、みずほの方は一週間ぐらいの  
間にかかると言つておられるのに、あした金融庁

○柳澤國務大臣 このような事態が一日に起つたということで、我々の方は直ちに、これは十四条報告という書面による報告を求めておるわけございまして、求めるに当たっては、これは期限をきっちりつけるというのが例でございますので、私どもとしては、十日を期限にしてこの報告を今かけているということでございます。先ほど申したように、それなりの報告が出てくるだらうと思いますけれども、今の社長のお話でも、まだこれが過去のものということにはなつてないわけですから、今後とも、十日の報告の補遺、補完をしてもらわなければ事態の解明といふものはなかなか明確にはいかないだらう、このよう思つておりますと、その明確な事態の把握に踏まえて、その次のステップに進んでまいりたい、こう考へておるということです。

[中野(清)委員長代理退席、委員長着席]

○佐藤(親)委員 まだまだ問題ありますけれども、法案がかかるつておる話でござりますので、もう時間が余りありませんので、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案と外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案について、残された時間、少々お伺いをいたします。

それで、三年前ですか、マネーロンダリングの法案でやつたのでありますけれども、今度は、使われる金が結果的にテロに使われるかどうかわからないというものについても、この第二条で届け出をしなさい、資金提供及び受領行為についてとならないというのが最も重要なところでございません。

そこで、私の得た資料では、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づいて、金融機関から、疑わしい取引の届け出件数というものがございまして、これは金融庁のホームページに出ているのでありますけれども、二〇〇〇年一月が驚くなられ一万一千三百七十二、二〇〇〇

四

年が七千一百四十二、一九九九年が千五十九、こういう数字が出ているわけですね。

それで、これは金融厅としては各金融機関から出たものを集計しているわけですが、各金融機関はこの疑わしい取引というのを、どういうケースの場合にこれは金融厅に報告をするということになっているんですか。

○原口政府参考人 金融機関は、各取引ごとにその取引相手の属性、年齢ですとか職業、収入等、それから取引の態様、現金であるかと頻度ですかとその金額、その他業務の過程で把握しております各種情報を総合的に判断して、当該取引が疑わしい取引かどうかを判断しているということですございます。

たたかに、金融機関の方からも、各金融機関に対し、疑わしい取引の判断の参考となる取引類型をまとめました参考事例集を配付しております。金融機関はこういった参考事例集をも参考にしながら疑わしい取引か否かを判断して、疑わしいと考えられるものについて届け出をしていただいているということになります。

○佐藤(観)委員 去年、本委員会で、テロ対策と  
いうことで国連から言つてきました、アルカイーダ、  
オサマ・ビンラディン以下、たしか二百二十一の  
個人及び団体じゃなかったかと思ひますが、この  
ときには名前がはつきりしているわけですね。そ  
れがアラビア語と英語と、コンピューターで変え  
られるかどうかというようなことはあるけれど  
も、とにかく、国連から言つてきて、こういう人  
のお金については凍結しなさいとか送っちゃいけ

ね。ませんとか、こういうふうにしているわけですね。  
今度の場合は、いわばそういう固定的な指定がないわけですね。そうすると、金融機関というのはどこからそういう情報を、今原口局長が答弁をなさったような、どこからそういう情報を得てチェックできるんだろうか。

私も、かつて国家公安委員長をやつたときに、暴力団対策特別措置法というのがありますと、い

わゆる暴対法というのがありまして、これは大変なんですね。三年間、指定するというためには絶

えず監視をしていかなきやならぬということではなくなか維持をするのは大変なんです。

この「疑わしい取引の参考事例」の中に、後ろの方に、その他だったかな、「四十二一 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引」こういうのも入って

いるわけですね。しかし、まさか警察厅が暴対法に基づいて自分が持っているデータを金融機関に提出するということはないと思いますが、ありませんね这样一个ことが一つと、一体、この法律を実効あらしめるために、そういう情報というのはどういうところから得るのか。それは、突き詰めれば、金融機関が窓口で、簡単に言えればいかがわしいと

いか、先ほど原口局長がちょっと挙げたよう  
な、そういうものに該当しそうだぞというよう  
な、いわば人間の勘といいましょうか、手先とい  
いましょうか、これで疑わしい取引というものを  
調べているんだ、こう思ってよろしいんですか。  
○原口政府参考人 もちろん、先ほど申し上げま

したように、いろいろな客観的な状況を総合的に判断ということです。ざいますけれども、やはり疑わしいということです。ざいますから、ある程度そこに主観的な要素というものもある、もちろんあるいはそういう経験的なものというものが加味されるケースもあるうかと思います。

○原口政府参考人 やはり金融機関の公共性といふことでもござりますので、そういうマネロンの担当者というものは置いていただいているというふうに承知しております。

三千三百七十二件などという膨大な件数を上げてくるためには、各金融機関もそれなりの人を置いていいなきやならぬと思いますが、そのあたりはどうなっていますか。

○佐藤(観)委員 僕は、この前の、去年の質問のときに、一体それが金融機関にどのくらい負担が

かかることなのかどうなのかということを聞こうと思つて、この条約をとつてきたら、外務省、三年前の条約がまだできていないといつて大げんかになつたんであります、その辺のところ、これは各金融機関がどのくらいの負担になつてゐるこ

○原口政府参考人 金融機関そのものの業務を行なう、本来の業務を行なうに際しましても、やはり日常の業務を通じまして、個別の取引相手について、あるいは一般的な取引の実情についてのさまざま

さまで情報を持たないから、またそれをもとにいる  
いろんな判断をされているということになります  
ので、今お願いをしている疑わしい取引かどうか  
ということの報告ということがそれほど過大かと  
いいますと、また一方で、今まで疑わしい取引の  
届け出については、自主的なガイドラインという  
ことですが、制度が施行から二年間、

おむね円滑に運用されているというふうに承知をしておりますので、そういう一面で、過大な負担となっているというふうには考えておりません。  
**○佐藤(観)委員** それから、このマネーロンダリングの防止に関する本人確認の取り扱いに係る今國銀行協会のガイドラインがありますね。これそのものは法律に入っていないわけでありますけれども、今度、政令なり省令には、政令だと思いますが、全銀協がつくった、あるいは証券会社の場

合には何と呼んでいますか、これは証券業協会のものもありますけれども、ほぼこれと同じような内容が政令に盛り込まれるというふうに考えておいていいんですか。

が罰則がつくといったようなことで、従来よりやそこは内容として、国際条約の関係もあります

○佐藤(観)委員 それから、各金融機関から疑わ  
るので、厳格なものといいますか、きちっとしたも  
のはなりますが、全体的な枠組みとしては従来  
のガイドラインに沿つたものというふうに考えて  
おります。

しい取引ということで上がってくる、金融庁に上げる、その後、金融庁はそれを全部どこでしょ  
うか、警視庁でしようか警察庁でしようと、上げるんですか。

○佐藤(観)委員 それと、もう一つ確認しておきたいんですが、各金融機関が金融庁に上げた、金融庁が今言つたような各捜査機関に上げる。しかし、後から振り返つてみると事件になつてゐるところが、その報告書の中になかつた、金融機関から金手に二つ、三つ、四つある場合で、取扱い

閣内に上がってきたか、たとえ場合に銀行に  
当然のことながら罰則はないんでしょうね。  
○原口政府参考人 先ほどお答えいたしましたよ  
うに、疑わしい取引ということでの届け出義務化の  
対象となるか否かには、判断基準に主観的な要素を  
含んでおりますので、佐藤議員御存じのよう  
に、刑法法定主義という基本的な原則もございます  
ので、届け出義務違反については、組織的犯罪処  
罰法上は罰則等の制裁は定められていないところ  
でございます。

**○佐藤(観)委員** 大分時間がなくなりましたので、最後に、北方四島のいろいろと疑惑のある建物についての消費税の問題はどうなったかというのをお伺いしたいと思います。

まず、確認でございますけれども、これはことしの予算委員会の三月五日のときに、消費税については、これは実効支配をしていないところでありますので、消費税は払わなくていいという見解に、詰めて言えばですよ、あと細かいこと

いろいろありますが、時間がないから詰めて言えば、消費税は払わなくていいということですよ。されどござりますね。

○齋藤政府参考人 お答えいたします。

財務当局の見解によりますと、北方四島における請負工事に関しては、消費税が免除されるということだというふうに理解しております。

○佐藤(観)委員 予算委員会で問題になつたのですが、平成八年の九月の二十日に北方支援委員会事務局から、こういった北方領土で行う建設工事については消費税を払うんでしょうか、払わないんでしようかということで、今お話をあつたような、結論的になつてゐるんですが、そのときに、電話でということと、それから電話を受けたメモがあるといふことが表明されております。

したがいまして、この電話の内容及びそれを言つてきた人、電話を受けてそのメモを書いた人、そのメモというのをぜひ出していただきたいと考えますが、いかがでござりますか。

○谷口副大臣 今佐藤先生がおっしゃった資料につきましては、個人のプライバシーにかかる問題でございますので、ちょっとと提出は難しいというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 プライバシーといふのはどういう意味ですか。消費税がかかるか、かからないかなんといふのは消費税法に基づいてちゃんとあって、国税庁はちゃんと、あるいは主税局はちゃんと見解を持つて、何だったらもつと細くどこに時間がないから言わなかつただけで、何がプライバシーですか。

○谷口副大臣 委員会で、委員長の判断で、委員会の理事会で協議していただいて考えたいというふうに思います。

○佐藤(観)委員 何だったらまた私、次回に委員会でやらしていただき、消費税法のどこにどう書いてあるかということを全部逐一言つて、そして、結論は今外務省の方からお話をあつたようになるわけで、それはそんな大げさなもの

じゃないとと思うんですね。

○塩川国務大臣 私は、それを思い出しますと、あの予算委員会のときで、外務省の方からこう思えとります。支払ったのか支払っていないのか、込みで支払ったのか、そこがはつきりわかりませんと。それから一方業者の方も、それを税務署に返還したのかも、していないのかもわからぬと。後日これは調べて報告いたします、こうなつていましたね、これ。その報告がないということなんですね。そういうことなんですね。わかりました。じゃ、これはよく相談して、その点は確かに私も思い出しましたね、そういう質問があつたことを。ですから、これは報告をするようにさせます。

○佐藤(観)委員 私の記憶では、財務大臣のうちの前の方の、支払ったか支払わないかは定かでないと外務省が言ったというのは、それは恐らくちょっと記憶力のいい財務大臣の記憶違いで、それはちゃんと払っているんですよ、消費税。

したがって、そういう議論になるといけないから、沖縄のディーゼル発電施設、これは平成十一年九月十六日、落としたのは三井物産で、五億六千九百四十八万ということになつていて、消費税額が二千八百四十五万、こういう数字になつてゐるんです。あと、まだほか二カ所あるんですけども、払つているんですよ、払つているんです。

したがつて、これは支払つたことを示すものを出してください。相手の会社があるわけですか。これは三井物産に発注しているんですから。消費税込みの、それだけの金額が入つています。

ただ、問題は、三井物産が消費税を、国に、塩川さんのところに、平成十一年は塩川さんじやないよね。いずれにしろ、國庫に納めたかどうかは、こいつはわからない。三井物産という名前を出すと失礼だからそれは出しませんが、それはわからない。

○佐藤(観)委員 何だったらまた私は御承認のように、一件当たりこれは出すわけじやなく

で、返還されますと塩川財務大臣のところに入るということになりますが、これは国民注視の問題ですから、そのことをちゃんと確認する必要があります。

もっと細かく言うと、平成十四年一月の二十七日には外務省の齋藤欧亜局長が、財務省とともに塩川財務大臣がお答えになつたようにお願いします。

トータルで出しますから、このことについて消費税を納めたかどうかわかりませんが、いずれにしろ、今塩川大臣も最後に言われましたように、非常に疑惑があるんです、これには。したがつて、三カ所あと色丹島のディーゼル発電施設、おのの消費税込みで国が払つておりますので、返還されますと塩川財務大臣のところに入るということになりますが、これは国民注視の問題ですから、そのことをちゃんと確認する必要があります。

そこで、財務大臣、いつまでにやつてくれますか。まさに大臣言いましたように、そもそもこれは一ヶ月余たつんですね。平成十一年の話なんですよ、話としては。したがつて、次の当委員会にそれを出してもらうということをいかがでござりますか。

○塩川国務大臣 記録をたどつて調査しなきゃなりませんので、これは調べる必要がある、調べます。こう言つておられるわけでございまして、本委員会と相談いたしまして適切に対応しますということとか、始まって、三月四日には川口外務大臣、五日には川口外務大臣等々、それから最後に総理が、同じく三月の五日に小泉首相も、まことにおかしな話なので、これは調べる必要がある、調べます。

でも、予算の執行にかかる話でござりますから、ちゃんとしなきゃいかぬというふうに思いました。もつともっとたくさんあるんですが、時間がなくなりましたのでやめますが、塩川大臣、よろしくなりました。

○塩川国務大臣 その点につきまして、先ほどもあつたのがおくれておることは事実でござりますので、確認したものと正確に報告するようにいたします。

○佐藤(観)委員 繰り返しになりますけれども、予算委員会で問題になつてからほぼ一ヶ月余たつておるものですから、それで、やはり塩川財務大臣がおられる財務金融委員会でちゃんととしているわけです。それで、やはり塩川財務大臣がおられる財務金融委員会でちゃんととしているわけです。

○佐藤(観)委員 その点につきまして、先ほどもあつたのがおくれておることは事実でござりますので、確認したものと正確に報告するようにいたします。

○塩川国務大臣 その点につきまして、先ほどもあつたのがおくれておることは事実でござりますので、確認したものと正確に報告するようにいたします。

○佐藤(観)委員 お答えいたしました。

○坂本委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○坂本委員長 速記を起してください。

○藤島委員 先ほど来、事故について質疑があつたわけでござります。サイバー・テロじゃないかと

いうような話もないわけではないのですが、私は、今回は単なる銀行側の技術的なミスではない

るというふうに承知しております。

○佐藤(観)委員 消費税の納め方は、先ほど言いましたようにまとめて、他の案件等も一緒に入つてますから、それはそれとして聞いておきます。

塩川財務大臣がお答えになつたようにお願いしま

す。

それで、財務大臣、いつまでにやつてくれます

か。まさに大臣言いましたように、そもそもこれ

は一ヶ月余たつんですね。平成十一年の話なん

ですよ、話としては。したがつて、次の当委員会にそれを出してもらうということをいかがでござりますか。



○原口政府参考人 我々、このうち、先ほど申しましたように、また特に有効と考えられるものについて捜査当局に提供しているわけでございますが、ちょっとこの内容等につきましては、犯罪捜査に直接に関係するということで公表を差し控えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○藤島委員 その具体的な、こうこうこういう事件だから言えないというのはわかるんですけども、では、件数で何件ぐらいは言えるんじゃないですか。

○原口政府参考人 一般的に、こういうのを提供して、それはそれなりに有効に機能しているというふうに承知をしております。

○藤島委員 全然答弁になつてない。要するに、数千件、数万件にわたって報告したものが本当にどういうふうに結びついているのか。結局それが何にも結びついていないのなら、今度のこれもやつても何にも意味もないんじゃないかということなんですがね。そこをはっきり答えてください。

○柳澤国務大臣 いや、これはお聞きになつたらばかばかしいと思うかもしれませんけれども、我々の任務は、金融機関から上がってきたものをチェックして、ばかばかしいようなものは、そんなにたくさん何のスクリーンもしないで捜査当局にやるということは我々の任務上できないわけで、それなりの選別をしまして、かかるべき捜査機関にその情報を流すことに尽きるわけです。

そこで我々の任務は終わりますので、それをどのように活用して犯罪捜査に役立つているかといふところは犯罪捜査当局の問題だといふに御理解をいただければあります。○藤島委員 どうも、もうちょっと今まで、やはり捜査当局が実際問題どれぐらい使っている、そういうのもなくて、ただ送り込んだ、あとは捜査当局だ、これで本当にいいんでしょうかね。やはりそこは、自分らがやっている仕事がどれぐらいの効果があるか、こういうのを見きわめないで、

次の、今度の、こちらにどれだけ効果があるか、わけもわからぬけれどもただシステムとしてつくります、こうすることにならないんじゃないでしょうか。

○柳澤国務大臣 それは、我々の、金融庁が犯罪捜査をする当局でもないし、我々は情報を提供している情報提供をしているということであつて、その情報をいかようにお使いになるかという

のはまさに捜査当局の任務だというふうに御理解いただくほかないんじゃないでしょうか。提のとにまた新しいシステムをつくります、これはなかなか説得力がない、そういうふうに考えられるわけですが、これ以上柳澤大臣と議論しても同じ答えしか返つてこないという気はしますけれどもね。

それで、マネロンもそれは犯罪だからきちっとせないかぬけれども、今度のはテロですから、もっとときちつとせないかぬわけですね。この難しさは、要するに、余り厳しくやると一般の利用者まで全部厳しいチェックになっちゃうんで、これは避けないかぬ。しかし、やろうとする人間は悪いやつですから、なかなか、網の目をくぐつて悪いことをしようとするわけで、そこをどういうふうにとらえるか、大変難しいと思うんです。

今度の本人確認は、私はマネロンのやり方よりは厳しくすべきだと思うんですが、どういうふうに考えておりましょか。○原口政府参考人 御指摘のように、今までマネロンということで、犯罪収益に係るものかどうかということが判断のメルクマールでございました。今度は、そういうお金の種類ということよりはテロリストに供与されるものかどうかということでござりますけれども、ある顧客につきましては、これをテロリストに疑わしいところに分類すべきなのかマネロン犯罪者に分類すべきなのかと

金額とか、そういうことで疑わしいなどということを金融機関が把握いたしましても、これをテロリストかマネロン犯罪者かということを事前に見きわめることはなかなか難しいということでござります。金額とか、あるいは総理からどういう指示といいますか、お話をあつたのか、それをお聞かせいただいたいと思います。

○柳澤国務大臣 実は、まず日程を確認させていただきました。段取りと申しますか、特別検査の結果を十二日に発表するということで、総理に、御了解をお願いします、それまでには作業を間に合わせるつもりです、こうすることを申し上げました。

本当は、そういうことが頭にありましたので、私どもとしては、数字もかなりもうほとんど確定した十一日ごろに総理にお会いしてその旨を報告しようと思っておつたんですが、総理がいなくなつちゃうわけです。そこで、総理の日程を調べていただいたところ、きのうでないとダメだ、こ

ういう日程だということなものですから、何か、

しかしその日程だけでも確認をさせていただかな

くちやならないといふことで出かけていったわけ

でござります。ですから、具体的な話としては、日程を十二日でいいよということでござります。

それから、せっかく作業もその後進んでおりま

すので、精粗のといふか、どういうところをポイントに発表の様式を考えたいというようなことも

概略をお話し申し上げましたが、数字はやはり確定したものでないと混乱するわけですよね。なぜ

また変わったかとかといふ話にもなりますし。で

すから、私どもはできるだけ確定した数字を申し上げたいと思っておりますので、そこには、まだ

総理、大変恐縮ですが申し上げません、こういうお話をございます。

それから、その次に総理からあったのは、自分の留守に発表することになるんだけれども、自分

として、いろいろおしゃつていまして、そこ

で、私はこういうことですかと言つて、メモを私

がとつて、おれがいつも言つてることだ、こう

言って、総理はおしゃつていましたけれども、私は、じゃ、ペイオフも解禁になつたことで、信用秩序と申しますか、そういうものの安定化といふのが本当に大事なんで、不良債権の処理をもう

例えは、一回に送る金額とか、あるいは一回ずつはある程度少なくて何度もわざわざ結構大きくなるとかいう、形態的に見ればある程度は見当がつくんだからうかなという感じがしましたが、要するに、余り厳しくやるとして、先ほど申し上げたように、一般的の国民を対象にするような、余り厳しいことをやるとこれは一般が困っちゃうわけですから、そうじゃなくて、行員の、窓口のお嬢さんはわからなくとも、その上の管理者はある程度わかる。しかも、これは口座開設ではなくて、ほとんど送金ですね。であれば、ある程度わかるんじゃなかろうかという感じがするので、私は、マネロンよりは少し厳しい、

そういう方法を考えるべきではないかなと。

そうしないと、仮つくて魂が入らないような

な、何かつづつただけで満足しておる、それは役所の悪いところなんですねけれども、そういうことにならないように、どうせつくるのならば本当に実効性がないといふかぬといふふうに思つておるも

のですから、指摘をさせてもらつたということ

ござります。

次に、ちょっとそのほかの問題として、二つお伺いしますけれども、きょうの日経新聞に、金融庁の特別検査の全容としまして、大手銀行の不良債権処理に伴う損失額は昨年九月時点で想定した規模六兆五千億円よりも合計で一兆九千億円拡大する云々がありました、その後、その後といいますか昨日午後、柳澤大臣は総理にお会いになつていらっしゃいますね。その際にこのような話をし

一層促進する、そういうことのために切れ目のない施策を打つてもらいたい、こういうことでいいですねと言つたら、おれがいつも言つていることだ、こうおっしゃって、それで、私は記者に聞きましたので、そういうことを言われたですよと申しこそつ話をしているようですが、この場ではなかなか無理なようですか。じゃ、何かお答えありますか。

○藤島委員 記者にはいろいろお話しし、数字も若干ずつ話はしてますよと申します。

○柳澤国務大臣 私にとつては、まず第一に、国権の最高機関たる国会が一番大事なところでござります。次いで、国民との間の窓口でいらっしゃるマスコミの皆さんも大事なところで、そういう考え方で、いろいろ必要なことについては御報告させていただいているということでございます。

○藤島委員 先ほど私が申し上げた数字は多分正しいんだろうというふうに理解しておきますけれども、もう時間がありませんので、最後に一問だけ質問したいと思います。

最近の景況感では、よくなっている部分、例えば、景気ウオッチャーによる部分なんかでは、全体五〇%を割つておりますけれども、大分よくなってきておる。あるいは機械の受注二月分、昨日内閣府が発表した分も一〇%増加しております。あるいは鉱工業生産、これは先月二十九日に経済産業省が発表していますが、二カ月ぶりにプラスになつておる、あるいは在庫指数はまあ〇・六%減だけれども六カ月連続で減少しておる。

こういうものもありますが、逆に、二月の消費支出、前年度比二・九%減とか、あるいは消費者物価が大幅な下落、あるいは卸売物価、四年連続で下落といつうような、両方あるんですねけれども、その辺を踏まえた兩大臣の感想を聞いて、終わりたいと思います。

○塩川国務大臣 最近の経済の指標でございますが、あした質問してもらつたらちょうどよかったですやね。あした月例経済があるんですね。でござ

いますから、ちょっと古いかもわかりませんが、ちょっと取りまとめたものがござりますので、申し上げたいと思います。

現状は依然として悪化しているけれども、一部の指数では下げどまっているということを言っております。

具体的に申しますと、個人消費は、一月で前年比で〇・八%と増加しておりましたけれども、二月では逆に三・八%下落、こういう高下していま

すね。それから設備投資でございますが、二月分は、これは非常に悪うございました、前年に比べまして一四・五%という大幅な下落をしております。また雇用情勢でござりますけれども、二月の完全失業率は五・三でございまして、五・四ではなくて五・三になつておる。こういう点でございます。それから消費者物価は二月に対前年比〇・八%の下げとなつております。卸売物価は三月には前年比で一・三%の下落、こういうぐあいになつております。

これに比べまして、米国の経済状況でございますが、それでも、在庫調整が一応進展して、二月は前月に比べて、生産は一・三%、下げどまりつありますが、この報告がございまして、我が國の方も、貿易につきましては若干、前年比よりは上向いてきておるというような状況であります。

○藤島委員 そういう状況に対する評価みたいなものは。

○塩川国務大臣 おかげをもちまして、一応、景気はなお悪化しつつあるといつう状況ではなくして、経済の状況は厳しいけれども、部には下げどまりがあるといつう状況であるといつうことで見ておりまして、四月、五月に若干回復の機会が出てくるのではないかと思つております。

しかしながら、経済は良好であるといつう状態にはなかなか、しばらく遠いのではないか。私たち

は、秋以降に期待をかけておるといつうような見方をしております。

○佐々木(憲)委員 では、現状はどうなつてゐるかということを確認したいと思います。

○溝口政府参考人 御指摘のとおりでございま

す。

私は、昨日、東京三菱銀行の担当者に直接お聞

きをいたしました。東京三菱銀行では、現状、基

○柳澤国務大臣 私のところは、マクロの経済分析をやつておるが現金を持って窓口に来て私は、組織を代表してここでマクロの経済の動向について云々するということはかねてから控えさせていただいております。個人の意見はございませんけれども、これを言うのは余り適当でない、このように思います。

○佐々木(憲)委員 終わります。

○坂本委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

今回提出された法案の目的について、まず財務大臣に確認をしたいと思います。

この法案は、テロ資金供与防止条約の要請を踏まえて、金融機関が顧客の本人確認をきちんと行なうということ、それから、その記録を適正な期間保存するということだと思うんですね。これまで消費者物価は一月に対前年比〇・八%の下落となつております。卸売物価は三月には前年比で一・三%の下落、こういうぐあいになつております。

これに比べまして、米国の経済状況でございま

すけれども、在庫調整が一応進展して、二月は前

月に比べて、生産は一・三%、下げどまりつあ

るという報告がございまして、我が國の方も、貿易につきましては若干、前年比よりは上向いてき

ております。それから消費者物価は一月に対前年比〇・八%の下落となつております。卸売物価は三月には前年比で一・三%の下落、こういうぐあいになつております。

これに比べまして、米国の経済状況でございま

すけれども、在庫調整が一応進展して、二月は前

月に比べて、生産は一・三%、下げどまりつあ

るという報告がございまして、我が國の方も、貿易につきましては若干、前年比よりは上向いてき

ております。それから消費者物価は一月に対前年比〇・八%の下落となつております。卸売物価は三月には前年比で一・三%の下落、こういうぐあいになつております。

○塩川国務大臣 仰せのとおりです。

○佐々木(憲)委員 焦点となつておる本人確認に

ついてお聞きをしたいと思います。

今回の法案では、例えば会社社長の代理で従業員が送金をする、そういうとき、あるいは他人のお金をかわって送金をする、そういうときに、窓

口に来た代理人自身の本人確認をする、そして、

この送金を託した者の本人確認をする。つまり、

双方の本人確認をしなければならない、そのよう

になったと思つますけれども、そういう理解でよ

ろしいですか。

○前田参考人 お答え申し上げます。

銀行のお取り引きにおきましては、基本的には

すべて依頼人御本人とのお取り引きを原則として

おりまして、外国送金等におきましても同様でござります。

したがいまして、名義人以外の第三者からの送

金依頼に対しましては、原則としてお断り申し上げております。

○佐々木(憲)委員 お手元に配付しておりますのは、みずほ銀行の外国送金取組依頼書兼告知書と、それから東京三菱銀行の外国送金依頼書兼告知書でござります。若干形は違つておりますけれども、内容はほぼ同じものであります。

前田参考人にお聞きしますけれども、本人確認

というのはどのようなり方になるのでしょうか

か。この資料に基づいて説明をしていただきたい

本当に本人が送金するのでなければ受け付けないと言つております。

例えば、Aという人が現金を持って窓口に来る場合、私はBの代理人であると言つてこれを送金しようとする場合、銀行としてはどうい

う対応をするのか、こういうことをお聞きしたん

ですが、そうしますと窓口では、代理では困ります

、本人に来ていただくようにぜひお願いをしま

す、そうでなければこれは受け付けられません、

こういうふうに対応するといふんですね。現状で

は、夫の代理として妻が送金をするという、こ

れはあり得ると。しかし基本的には、本人自身が

自分のお金を送金する、それで本人を確認する、

そういうふうにおっしゃつてました。

そこで、具体的な実務の現場でどうなつている

かということについて、きょうはみずほ銀行の前

田社長がお見えですので、みずほの場合についてお聞きをしますが、具体的に、こういう場合、A

という人がBのお金を持つてきて、私はBの代理

人であるということで今銀行の窓口に来た、そ

ういう場合はどのように取り扱いをされているか、

確認をしたいと思います。

○塩川国務大臣 仰せのとおりです。

○佐々木(憲)委員 焦点となつておる本人確認に

ついてお聞きをしたいと思います。

今回の法案では、例えば会社社長の代理で従業員が送金をする、そういうとき、あるいは他人の

お金をかわって送金をする、そういうときに、窓

口に来た代理人自身の本人確認をする、そして、

この送金を託した者の本人確認をする。つまり、

双方の本人確認をしなければならない、そのよう

になったと思つますけれども、そういう理解でよ

ろしいですか。

○前田参考人 お答え申し上げます。

銀行のお取り引きにおきましては、基本的には

すべて依頼人御本人とのお取り引きを原則として

おりまして、外国送金等におきましても同様でござります。

したがいまして、名義人以外の第三者からの送

金依頼に対しましては、原則としてお断り申し上げております。

○前田参考人 と思います。

お答え申し上げます。

ここに、今お配りいただいた資料の右の下の方に「本人確認」という欄がございまして、それから「確認書類」というのがございます。それから国外送金等の調書が要るか要らないか、こういう区分けになっております。

人の口座が既にある方、「これは御本人ということ」でございます。それで、「確認未済」というのは確認ができないという状態です。それから、「確認書類」というのは何で確認したかということです。ざいますので、ここにありますようにいろいろ証明するものがございますが、そのどの部分で確認をしたかというのをチェックして、それから一番下は、国外送金等の調書が要るか要らないかといふチェックをして、それぞれ確認ができたかどうかを判断を押す、そういうシステムで運用をいたしております。

○前田参考人　これは右の下の「受取人あて連絡事項」というこの欄の御質問だと思います。これは、送金をする場合に、その方に何かメッセージを伝える場合に連絡するものがあるかないかとか、そういうことを書く欄でございまして、なければ何も書かないということござります。

○佐々木(憲)委員　いや、私がお聞きしたのは、この欄にこれは佐々木から送られたものですといふうに仮にメッセージが書かれていたとしますね。そうすると、これは佐々木が送ったという証明になるのかどうかです。それを確認したいんであります。

○前田参考人　そのケースですと、ならないと思

○佐々木(憲)委員 そうしますと、外為法では、第十八条で、送金者の本人確認をするように努めなければならぬととなっておりますね。

では、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律、ここでは国外に送金等をする者の本人確認というのはどのように定められておりますでしょうか。

○村上政府参考人 お答えします。

国外送金を行う方の場合、これはただし二百万円超であります、告知書を出していただくことになっております。ただし、本人確認された口座から振替で行われた国外送金については、別途告知書は提出は不要だということになつてございま

す。

○佐々木(憲)委員 この法律によりますと、確認をしなければならない、いわば義務規定になつていると思うんですね。努めなければならぬといふような努力規定ではなくて、義務規定になつていると思うんですが、いかがでしようか。

○村上政府参考人 お答えいたします。

送金法に基づく本人確認は義務規定だと思います。罰則適用はございませんが。

○佐々木(憲)委員 つまり、現行法のもとでは送金者本人の確認が基本であります。ですから、もともと代理というのは想定していないんですね。

そこで、外務省に、鈴木宗男議員のタンザニアへの送金についてお聞きをしたいと思います。

資料を配付してください。

外務省のこれまでの国会答弁では、平成十二年十二月一日、当時の野川中近東アフリカ局審議官と戸谷アフリカ第二課長の幹部二名が鈴木宗男議員を自民党本部の総務局長室に訪ねた、鈴木議員は、タンザニアのキマンドル中学校の建設のための資金として、外務省より振り込むように依頼された、現金八百万円を受け取った、外務省はその資金をアフリカ第二課の岡島課長補佐に指示をし、東京三菱銀行を通じて送金した、これは事実で

○佐々木(憲)委員 この法律によりますと、確認をしなければならない、いわば義務規定になつてゐると思うんですね。努めなければならぬといふような努力規定ではなくて、義務規定になつてゐると思うんですが、いかがでしようか。

○村上政府参考人 お答えいたします。

送金法に基づく本人確認は義務規定だと思います。罰則適用はございませんが。

○佐々木(憲委員) そうしますと、例えばこの中に「受取人あて連絡事項」というのが右下の方にありますね。(ここに例え) 佐々木から送られたもので、すといふうに書いたとすれば、これは送金を依頼した者が佐々木であるという証明になるでしょうか。

○前田参考人 これは右の下の「受取人あて連絡事項」というこの欄の御質問だと思います。これは、送金をする場合に、その方に何かメツセージを伝える場合に連絡するものがあるかないかとか、そういうことを書く欄でございまして、

外務省のこれまでの回答では、平成二十二年十二月一日、当時の野川中近東アフリカ局審議官と戸谷アフリカ第一課長の幹部二名が鈴木宗男議員を自民党本部の総務局長室に訪ねた、鈴木議員は、タンザニアのキマンドル中学校の建設のための資金として、外務省より振り込むように依頼された、現金八百万円を受け取った、外務省はその資金をアフリカ第二課の岡島課長補佐に指示をし、東京三義銀行を通じて送金した、これは事実で

○小田野政府参考人 委員が今御質問になりますが、まさに今述べられました二人が自民党的本部に参りまして現金を受け取りました。その前には、学校建設に協力をしたいので口座番号その他送金先を調べてくれということですので、それを報告に参りましたところ、現金を手渡されたということでお名前の出ておりました職員に対して、これを持つて銀行で振り込むようにということを言いまして、それでその職員が銀行に参ったということです。

○佐々木(憲)委員 そこで、確認をしますけれども、この現金は鈴木宗男さんのお金として送ったんでしようか。それとも、岡島課長補佐のお金として送ったんでしようか。どちらでしようか。

○小田野政府参考人 鈴木議員から依頼されたものですが、鈴木議員から依頼されたという認識のもとに銀行に参りまして、送金をする際の依頼書にはフロム・ミスター・ムネオ・スズキと書きまして手続をしたというふうに承知しております。

○佐々木(憲)委員 そこで、東京三菱銀行のこのフォーマットを見ますと、外務省から提出された資料ですけれども、左側の真ん中からちょっと下のところに、フロム・ミスター・ムネオ・スズキ、こうなっておりますね。これは受取人に連絡するメッセージであります。先ほど確認をしましたけれども、ここに書いてあるからといってこれは本人確認にはならない、つまり、送ったのは鈴木宗男さんのお金だという確認はできない。

みずほの社長さんにお聞きしますけれども、この外務省の資料を見まして、これは鈴木宗男さんの本人確認として適正なものというふうにお思いでしようか。

○前田参考人 ちょっと、大変恐縮ですが、個別のこととて、私、コメントできる状況でございません。お許しいただきたいと思います。

○佐々木(憲委員) そこで、東京三菱銀行のこのフォーマットを見ますと、外務省から提出された資料ですけれども、左側の真ん中からちょっと下のところに、フォーム・ミスター・ムネオ・スズキと書いてあります。そして手続をしたというふうに承知しております。

○小田野政府参考人 鈴木議員から依頼されたものですので、鈴木議員から依頼されたという認識のもとに銀行に参りまして、送金をする際の依頼書にはフォーム・ミスター・ムネオ・スズキと書きまして手続をしたというふうに承知しております。

外務省にお聞きしますけれども、これは、本人確認というのは、だれの確認をされたんでしょうか。つまり、この送金者の本人確認をしたんでしょうか。鈴木宗男さんの本人確認をするとすれば、例えば本人のパスポートですか運転免許証ですとかそういうものを示したんでしょうか。そこをはつきりさせてください。

○小田野政府参考人 外務省としまして、銀行に持ち込まれた資金について銀行がどのような判断

○佐々木(憲)委員 いや、先ほど、ここに佐々木からのものでというふうに書きますとその証明になるかと聞きましたら、その証明にはならない部分がどうだと言われましてちよっと、大変恐縮ですが、私は確認する立場にもございませんし、お取引そのものは個別ですので、この場で知らない私がコメントするのもふさわしくないと思います。恐縮でございますが、御容赦いただきたいと思います。

○前田参考人 一般論のお答えにつきましてはそのとおりでございますが、今、個別のお取引でどうの部分がどうだと言われましてちよっと、大変恐縮ですが、私は確認する立場にもございませんし、お取引そのものは個別ですので、この場で知らない私がコメントするのもふさわしくないと思います。恐縮でございますが、御容赦いただきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 全く不誠実な答弁ですが、あなたが最初、私の問い合わせに対しては、これは全く証明にはならないと。なぜかといいますと、本人が直接窓口に来なければこれは本人のものというふうな確認はできないし、また、本人確認自身ができない。つまり、本人がそこに、窓口に、例えば住民票の写しですとか、あるいは健康保険証ですか、パスポートですか、運転免許証ですか、こういうものを本人が持ってきて、私は本人自身です、このお金を送りたい、こういうふうに言わなければ銀行としては受け付けない、こういうふうにおっしゃいましたね。ですから、この外務省の内容というのは、送金した記録でありますけれども、ここにフォーム・ミスター・ムネオ・スキと書いても、この人のお金という証明にはならない。

外務省にお聞きしますけれども、これは、本人確認というのは、だれの確認をされたんでしょうか。つまり、この送金者の本人確認をしたんでしょうか、鈴木宗男さんの本人確認をしたんでしょうか。鈴木宗男さんの本人確認をするとすれば、例えば本人のパスポートですか運転免許証ですかとかそういうものを示したんでしょうか。そこをはつきりさせてください。

○小田野政府参考人 外務省としまして、銀行に持ち込まれた資金について銀行がどのような判断

を下したかにつきましては承知しておりませんけれども、送金業務は一般的な外国送金手続に従つて行われたものと承知しております。

○佐々木(憲)委員 質問に答えていいのです。質問にちゃんと答えてください。

であつたということが明らかになりました。外務省は、鈴木さんのお金を送つた、銀行れを承知して送られたはずだと言いましたが

、全 もそ ドラインによるものから法律による義務規定とい  
うものにしたということです。ざいます。  
これも、現在の安全保障あるいはそれぞれの国

○佐々木(憲)委員 全然答弁になつていない。では、確認しましょう。

ろに丸かがついていまして、ここに数字がありますが、これは本人確認の数字だと思いますが、これは鈴木宗男さんの何かの数字でしょうか、それとも、送金者の岡島さんの数字なんでしょうか、ど

せらでし。うか

りまして、本人確認を求められたので、運転免許証を提出したというふうに承知しております。

○佐々木(憲)委員 だれの運転免許証ですか。  
○小田野政府参考人 お答えいたします。

送金をしに参りました外務省の職員の運転免許証を提示したというふうに承知しております。

○佐々木(憲)委員 ということは、その職員が本人であり、本人確認を職員としてやって、本人の

○小田野政府参考人 送金に参りました職員につ  
お金として送った、こういうことになりますね。

きましては、常に、いつも外国送金をやっている人間ではございませんので、托されました現金を

託されました人の名前で送りたいということで参  
りまして、それで窓口の手続に迷いましてそれで

それと窓口の三線は欲しいましてそれで送ったということだと承知しております。その際

は今申し上げましたとおり 本人確認といふことでしょうか、きちんと、名前といいますか、そ

れを示さないといけないということを言われたものですので、本人自身の免許証を示したというふ

うに承知しております。

○小田野政府参考人 まず、依頼されました現金は何を持っていきましたか。

が鈴木議員のところから来ているということでもございましたので、まさに善意をもつてこの金を送

りたいということで参ったというふうに承知しております。

第一類第五号 財務金融委員會議錄第十号

○佐々木(憲)委員 質問にちゃんと答えてください。

本人の証明書ですね、これは本人のものであるという証明書、例えば住民票ですとかあるいはパスポートですか委任状ですか、それを持っていったのですか、何か持つていきましたか。

○小田野政府参考人 恐らく、依頼を受けました。時点では、そのような大金を送金するに当たりいろいろな手続が必要だという認識がなかつたんだろうと思います。それで、依頼書を受け取ることもなく、単に現金だけを持って送金手続をとりにいったというふうに承知しております。

○佐々木(憲)委員 要するに、鈴木宗男さんのお金だという証明は何もないのです、全くないのであります。本人確認をしたのは、送金をしたその外務省の職員の本人確認をしたというだけの話ですね。

ですから、財務大臣、このケースは明らかに、鈴木宗男さんのお金を送ったと言うんだけれども、本人確認は全くされていない、本人確認といふのは、この人自身の、外務省の職員のお金として送ったその職員の本人確認をしただけだ、こういうことが事実だということですね。これは確認ができると思いますが、いかがでしょうか。

○溝口政府参考人 このケースにおける本人確認は、御指摘のように二つあるわけでございますね。外為法上の確認とそれから国税の取り扱い上の確認がございまして、外為法上の確認は、外為法の十八条におきまして、現行では努めなさいという規定になつていて、義務まで課していないわけでございます。

したがいまして、今回の法律によりまして、これを義務化しまして、代理についても確認をするということをとるうとしているわけですが、現行ではそこまでできていないということでござりますす。

○坂本委員長 佐々木委員、時間が来ておりますので。

○佐々木(憲)委員 では終わりますが、外務省のこれまでの説明というのは、全くたらめな説明

であったということが明らかになりました。

外務省は、鈴木さんのお金を送った、銀行もそれを受け取って送られたはずだと言いましたが、全く違っていて、銀行は鈴木さんの確認は一切しておません、資料も提出されていないわけですかから。したがって、外務省が指示をして送ったその職員の本人確認しかされていない。つまり、その職員が自分のお金として送つただけだということははっきりしたと思います。

これが現実の銀行の窗口でのやり方であり、一たがって、外務省が今まで説明してきたことは全部うそであったということが明らかになつたということを指摘して、終わります。

○坂本委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 ただいまの佐々木委員の御質問に連して、一つだけ補足で質問をさせていただきます。柳澤金融大臣にお願い申し上げます。

ただいまのような、もちろん今問題になつておりましたのは外為法上の制度的な本人確認でござりますが、いわゆる金融管轄の中での本人確認について、今お聞きになりましたような事例、直接ではございませんが、どのようなお考えでお聞きあそばましたでしょうか。

○柳澤国務大臣 外為法の本人確認は、今溝口国際局長が答えたように努力規定になつてている、ということのようです。

それから、片一方、国税の方も、これも為替の自由化に伴つて措置されたもので、従来は五百円だったと思うのですが、二百万に下がつてしまつたということで、ある意味で、自由化の趣旨からいうと私もどうかなと思ったこと也有つたのです。がしかし、税の捕捉ということを考えると、やはりそういう情報もつておく、こういうことだらうと思うのですね。

そういうように、いろいろな行政目的のために本人確認あるいは所要の手続というものが規定をされておるわけですねども、今回は、国際条約というようなものの批准に伴つて、テロ対策といふことの国内措置として、本人確認を今度はガイ

ドライインによるものから法律による義務規定といふものにしたということでございます。  
これも、現在の安全保障あるいはそれぞれの国内の治安目的ということにかんがみれば、やむを得ない措置だというふうにとらえているわけでござります。

○阿部委員　国民的な感性、感覺からすれば、外務省すらそれほどずさんなことをしている、そのことのある意味で言い逃れ、だから義務規定にしないといけないのだという今の論法ですね、非常に、本当に国民をばかにしていると思います。本来努力義務だった、だからこのような事が生じた、結局外務省のおしあつたことはその一言です。そして、それを柳澤金融大臣は、諸般のテロ事情に関連して今度は義務規定にする。こういうのを本当に盗人だけだけしいと普通は言うのでござります。

そして、私はあわせて金融庁にお伺いしたいですが、今回、例えば金融庁の方で、これまでの疑わしい取引の届け出件数の推移というところをずっと見ておりますと、麻薬特例法に基づく届け出から、二〇〇〇年の二月以降は組織的犯罪処罰法に基づく届け出になり、件数も、七千二百四十二が二〇〇〇年度、二〇〇一年度が一万二千三百七十二と、大変な数が届け出られておりますが、先ほどの参考人の御答弁と、この届け出られた疑わしい取引のその後についてはフォローされていらないというふうな御答弁でございました。

果たして、疑わしいとされてその後疑わしくなった事例はあったのか。疑わしくなかつたら、そこで疑わしいとして報告されたことはどのように修復されるのか。この点についての御答弁をお願いします。

○原口政府参考人　先ほど御答弁していますように、金融機関としては、疑わしいということでござりますから何か確認があるわけではございませんけれども、いろいろ取引の形態ですか金額ですか、そういうことから犯罪検査に役に立つかもしれないというものを届け出をしていただいて

一一

いるわけでござります。

おります部局で、過去の経験ですかそういうこと等判断して、必要と思うものは捜査当局に提供するわけでござりますけれども、必要でないものについては、その報告を受けたという今まで、何かそれを修復するとかそういう必要は特段ないとかいうふうに考えております。

とは極めて疑わしいわけです。この事例については、法律を改正して義務規定にするということでお一件落着したかに見えますが、逆に、民間、個人に起つたことで、疑わしいと届け出られて、でも疑わしくなかつたものがあるのかないのかをまずお答えください。

うに非常にたくさんの数があるわけござりますから、それで届けられたものがすべて何らかの形で疑わしいということではなくて、まず金融庁の判断、もつとも、これは犯罪捜査の資料としても有効でないというふうに判断するものもございますし、捜査当局に行つたものが、すべてそれが疑わしくなっているというようなことではない。逆に言えば、疑わしくなかつたといいますか、犯罪に結びつかなかつたものも、それはあるというふうに思ひます。

○阿部委員 そうした形で犯罪に結びつかなかつたものは、あるいはその嫌疑をかけられた個人は、どのようにこのことの補償、汚名挽回、あるいは取引の支障等々生じた場合の損害の賠償を受けるのでしょうか。

○原口政府参考人 今、そういう届け出がされたこと、それから、それが捜査当局に行つたかいかないかということを含めて、そういうことは一切外に出しているわけではございませんので、何かそれについて損害が生ずるとか、回復をするとかといふ問題にはつながらないというふうに認識しております。

○阿部委員 それは、そういうことに対しても異議申し立て機関がないからであって、先ほどから言いますが、官が起こしたことはあいまいにござるがされても、民がかぶった被害は一切表に出ない。その体制のまま、安易に本人確認というシステムだけをつくろうとする。これの問題は、実は私は、今回のみずほ銀行の顧客への姿勢と非常に密接に連関していると思います。

ただいまの原口参考人の御答弁も、幾らやっても堂々めぐりですので、嫌疑をかけられた方が、自分はそうじゃないというふうな、いわゆる訴えのための一方の措置をこの法律 자체が持たないところ、私は、極めて一方的な、官優位、そして官がやったことはごまかせる。そうした体制に結びつくなように思っていますので、あえて同じですから質問いたしませんが、この法案自体をよくよく、お手盛り弁当ですから、お考え直しいただきたい。

そして、私の時間の関係で、あと少々ですが、きょうはせっかくお越しいただきましたみずほ銀行の、前田参考人でいらっしゃるが、ちょっとだけ私は、もうお疲れのところ恐縮と思いますが、どうして世界最大の大手銀行としてお心にかけていただきなければならぬことがありますので、申し上げさせていただきます。

まず、きょう、前半、いろいろな各委員が御質問でありましたが、四月五日の新聞報道、会見について、御自身が御出席なさらなかつたことは、現時点で考えて誤りであったとお思いでしょうか。一点お願いいたします。

○前田参考人 誤りかどうかと言われると、大変答えにくいんですが、反省いたしております。

○阿部委員 反省は、当然、誤っていたというふうに認識するから生まれるわけです。そうした言葉をしたのでは、顧客の信頼は得られません。

なぜならば、まず、この社長という地位は、自分が行内をまとめるとき同時に、表に向かって立派な代表者であります。そして、きょうの御答弁で、塩川財務大臣も柳澤金融大臣も、顧客が大事、塩川財務

大臣はお客様が大事、こうおっしゃいました。やはり銀行というのもサービス業です。

ちなみに、私の例を引いて申しわけございませんが、私はある病院の院長をしていて、業務の九割は、患者さんに對して起こしたミスのおわびでございました。私は、でも、私の役割は、私がきちんと謝ることによって、その後のさまざまな体制がとられると思い、毎日四十五度に曲げたような生活でございました。

しかしながら、これは、この銀行という仕組みが、先ほど申しました、小さな個人は大切にせず、大きな官庁とか後ろの権力があるときにはあまりにしたまま前に進み、小さな個人は、二三十万件問題を起こしても、みずからは謝りに出で、こういう体制を四月一日に就任された社長がなさるということは、銀行行政上の汚点でござります。

もう一度、反省の度合いについて、間違つていいか否か、お答えをお願いいたします。

○前田参考人　まず最初に、システム障害を起こしたことにつきましては、本当に深く反省いたしております、一刻も早く完全な形で復旧するのが私の務めだと思います。全力で尽くします。

また、会見の仕方が遅いとか、このおしゃかりにつきましても、そのとおりだと思います。私も、先ほど申し上げましたとおり、反省いたしておりますが、全体の掌握にやはり若干時間がかかったということは否めません。

まことに恐縮ですが、信頼を取り返すために全力で頑張ります。よろしくお願ひします。

○阿部委員　復旧や原因の検索は、あなたが指示して関係部署にやらせればよいことです。しかし、ながら、国民に対してもおわびはあなたしかできません。この一点を覆き違えると、社長たるもののが全うできません。

何度も重ねて失礼ですが、この認識がない限り、あなたには三千万という口座が預けられる大銀行の社長の任せは務まりません。いかがでしようか。

○前田参考人 私ども、サービス産業でござりますので、まさに、本当に申しわけないと思つております。信頼回復に努めます。

○阿部委員 あわせて、四月五日の会見で、石坂専務がおっしゃつたことも、「これまで全部裏切られました。ATMも、その後の一重引き落としも、また生じております。極めて楽観的な会見をされた、その後、まだ、きょうのお話でも、あと一週間か二週間復旧にかかる。この事態に対しても、改めて社長としてのおわびはいかになさいますか。」

○前田参考人 重ねておわび申し上げます。

○阿部委員 私は、何も意地悪おばさんではありませんんで。ただし、國民がその長たるものに求めるものをわきまえていただきたいというのが、私のしつこい質問の趣旨です。その社長しかできないことが何であるのかをわきまえない管理者は、何度も申しますが、資格がございません。そして、もうやつても同じですから、私からこれは通告でござりますから。

それから、柳澤金融大臣にお伺いいたしますが、諸外国はこの事態をどう見ておられますようか。

○柳澤国務大臣 諸外国というほど広く、今、反響をいただいてるというか、そういうことははないのですが、それとも、決して、具体的に先ほど前田社長が言われたように迷惑がかかつているということではないんすけれども、率直に言って、今、日本の金融システムあるいは金融機関といつものに対する、この別の面でもいろいろ問題あります。いろいろな気持ちで見ている方が多い中で、こういうことをやつてしまつたということについては、厳しい目が当然注がれるだろう、こういうふうに思つております。

私どもも、金融監督を通じまして信頼回復に努めてまいりたい、このように思つております。

○阿部委員 柳澤金融大臣に私がこの場で何回か御質問をさせていただいたときにはいつも、銀行の体制は大丈夫なんだ、國民が余分な不安を抱く

からさまざまに風評被害も生じる、ある意味で、言い方は少し違いますが、そういう御指摘も多々あつたと思うのです。

ただしかし、これだけのことが起き、それがまた日本の金融の世界的な評価の下落につながると私は思いますので、監督省庁、そして金融大臣として、ぜひともこのことにきちんととした大臣としての対応をなさるようお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいです。

○坂本委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○坂本委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○坂本委員長 これより両案を一括して討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○坂本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

たゞいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○坂本委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

十二 水産加工業協同組合  
十三 水産加工業協同組合連合会  
十四 農林中央金庫  
十五 商工組合中央金庫  
十六 保険会社  
十七 保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条  
第七項に規定する外国保険会社等  
十八 証券会社  
十九 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第一号に規定する外国  
証券会社  
二十 証券取引法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第二十五項に規定する証券金融会  
社  
二十一 投資信託及び投資法人に関する法律  
(昭和二十六年法律第二百九十八号)第二条第十  
八項に規定する投資信託委託業者  
二十二 共済水産業協同組合連合会  
二十三 信託会社  
二十四 無尽会社  
二十五 抵当証券業の規制等に関する法律(昭  
和六十二年法律第二百四号)第二条第二項に  
規定する抵当証券業者  
二十六 商品投資に係る事業の規制に関する法  
律(平成三年法律第六十六号)第二条第五項に  
規定する商品投資販売業者  
二十七 特定債権等に係る事業の規制に関する  
法律(平成四年法律第七十七号)第二条第八項  
に規定する小口債権販売業者(同法第六十四  
条の規定により小口債権販売業者とみなされ  
る特定債権等譲受業者を含む)  
二十八 不動産特定共同事業法(平成六年法律  
第七十七号)第二条第五項に規定する不動産  
特定共同事業者  
二十九 貸金業の規制等に関する法律(昭和五  
十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定  
する貸金業者  
三十 主としてコール資金の貸付け又はその貸

借の媒介を業として行う者で内閣総理大臣の指定するもの

三十一 主として住宅(住宅の用に供する土地及びその土地の上に存する権利を含む)の取  
得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者で内閣総理大臣の指定するもの

三十二 商品取引法(昭和二十五年法律第二  
百三十九号)第二百二十六条第三項に規定する商品取引員

三十三 金融先物取引法(昭和六十三年法律第  
七十七号)第二条第十一項に規定する金融先  
物取引業者

三十四 株券等の保管及び振替に関する法律  
(昭和五十九年法律第三十号)第二条第一項に  
規定する保管振替機関

三十五 株券等の保管及び振替に関する法律第  
二条第三項に規定する参加者(前各号に掲げ  
る者を除く。)

三十六 短期社債等の振替に関する法律(平成  
十三年法律第七十五号)第二条第三項に規定  
する振替機関

三十七 前各号に掲げるもののほか、本邦にお  
いて両替業務(業として外国通貨(本邦通貨以  
外の通貨をいう。)又は旅行小切手の売買を行  
うこと)を行う者

三十八 前各号に掲げるもののほか、政令で定  
める者

(本人確認義務等)

第三条 金融機関等は、顧客又はこれに準ずる者

として政令で定める者(以下「顧客等」という。)

との間で、金融に関する業務その他の政令で定

める業務(以下「金融等業務」という。)のうち預  
金又は貯金の受け入れを内容とする契約の締結そ  
の他の政令で定める取引(以下「預貯金契約の締  
結等の取引」という。)を行ふに際しては、運転  
免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で  
定める方法により、当該顧客等について、次の  
各号に掲げる顧客等の区分に応じそれぞれ當

各号に定める事項(以下「本人特定事項」という。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。

在地

一 自然人 氏名、住居及び生年月日

二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所

金融機関等は、顧客等の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために預貯金契約の締結等との間で現に預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)

該金融機関等との間で現に預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)

は、当該顧客等の本人確認に加え、当該預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)

は、当該顧客等の本人確認に加え、当該預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)

3 顧客等が國、地方公共団体、人格のない社團又は財團その他の政令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社團又は財團その他の政令で定めるもののために当該金融機関等との間で現に預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなされ、第一項の規定を適用する。

4 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、金融機関等が本人確認を行う場合において、当該金融機関等に對して、顧客等又は代表者等の本人特定事項を偽ってはならない。

(本人確認記録の作成義務等)

第四条 金融機関等は、本人確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として主務省令で定める事項に関する記録(以下「本人確認記録」という。)を作成しなければならない。

2 金融機関等は、本人確認記録を、前条第一項に規定する預金又は貯金の受入れを内容とする契約が終了した日その他の主務省令で定める日

から、七年間保存しなければならない。(取引記録の作成義務等)

第五条 金融機関等は、金融等業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定めた取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録(以下「取引記録」という。)を作成しなければならない。

第六条 金融機関等は、取引記録を、当該取引を行った日から七年間保存しなければならない。

2 金融機関等は、取引記録(金融機関等の免責)

第六条 金融機関等は、顧客等又は代表者等が預貯金契約の締結等の取引を行った際に本人確認に応じないとときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該預貯金契約の締結等の取引に係る義務の履行を拒むことができる。

(郵政官署への準用)

第七条 第三条、第四条及び前条の規定は、郵政官署が行う郵便貯金の業務その他の政令で定める業務(以下「この条において「郵便貯金等業務」という。)のうち郵便貯金の受入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引について準用し、第五条の規定は、郵政官署が行う郵便貯金等業務に係る取引について準用する。

(報告)

第八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、金融機関等に対しその業務に關して報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第九条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に金融機関等の営業所その他の施設に立ち入りさせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に關し關係人に質問させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。(是正命令)

第十一条 行政庁は、金融機関等がその業務に關して第三条第一項から第三項まで、第四条又は第五条の規定に違反していると認めるときは、当該金融機関等に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(関係行政庁の協力)

第十二条 関係行政庁は、この法律の規定の実施について、相互に協力するものとする。

(主務省令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定めることとする。

(経過措置)

第十四条 この法律における行政庁は、次に掲げる金融機関等の区分に応じ、当該金融機関等に係る事項に關して、それぞれ當該各号に定める行政庁とする。

一 第一条第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第二十一号まで、第二十二号から第三号まで及び第三十三号まで、第二十九号から第三十一号まで及び第三十二号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣

二 第二条第三十七号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び法務大臣

三 第二条第三十四号から第三十六号までに掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び法務大臣

四 第二条第三十一号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び法務大臣

五 第二条第三十号に掲げる金融機関等 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第一百四十一号)第百二十号に規定する行政庁

六 第二条第五十号に掲げる金融機関等 経済産業大臣及び財務大臣

七 第二条第二十六号に掲げる金融機関等 商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十一条第一項に規定する主務大臣

八 第二条第二十七号に掲げる金融機関等 特定債券等に係る事業の規制に関する法律第七十一条第一項に規定する主務大臣

九 第二条第二十八号に掲げる金融機関等 不動産特定共同事業法第四十九条第一項に規定する主務大臣

十 第二条第三十二号に掲げる金融機関等 商品取引所法第四十八条第一項に規定する主務大臣

十一 第二条第三十四号から第三十六号までに掲げる金融機関等 内閣総理大臣及び法務大臣

一二 第二条第三十七号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣

一三 第二条第三十九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣

一四 第二条第四号及び第五号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

一五 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

一六 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

一七 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

一八 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

一九 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

二〇 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

二一 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

二二 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

二三 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

二四 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

二五 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

二六 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

二七 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

二八 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

二九 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三〇 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三一 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三二 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三三 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三四 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三五 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三六 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三七 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三八 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三九 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

四五 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

四六 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

四七 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

四八 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

四九 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

五一 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

五二 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

五三 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

五四 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

五四 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣総理大臣及び厚生労働大臣

五六 第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等のうち内閣



